

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月2日

【会社名】 スリーエム カンパニー  
(3M Company)

【代表者の役職氏名】 アソシエイト・ゼネラル・カウンセル兼秘書役補佐  
マイケル・M・ダイ  
(Michael M. Dai, Associate General Counsel and Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエム  
センター  
(3M Center, St. Paul, Minnesota 55144 U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号  
アークヒルズ仙石山森タワー28階  
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03)6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 谷田部 耕 介  
弁護士 野 村 卓 也

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号  
アークヒルズ仙石山森タワー28階  
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03)6271-9900

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 スリーエム カンパニー記名式額面普通株式（額面金額0.01米ドル）の取得にかかる新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0.00米ドル(0円)（注1）  
4,308,292米ドル（451,896,748円）（注2）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 なし

- (注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。
- (注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。
1. 本書において、別段の記載がある場合を除き、「当社」とはスリーエム カンパニーを指す。
  2. 本書に記載の「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は1ドル = 104.89円（2021年2月2日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信売買相場の仲値）の換算率により計算されている。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	24,616個
発行価額の総額	0米ドル(0円)
発行価格	0米ドル(0円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2021年3月10日（注）
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	スリーエム カンパニー アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエムセンター
割当日	2021年3月10日
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。

(注) 本募集においては、当社から参加者に対して一方的に付与通知がなされる為、新株予約権（以下、「[募集又は売出しに関する特別記載事項]」を除いて、「本新株予約権」という。）の付与を受けた参加者（下記に定義。）による申込に関する特段の意思表示は必要としない。従って便宜上、上記申込期間とは、参加者に対する本新株予約権に関する通知を行う日を意味する。

- (1) 当社は、2016年2月2日の取締役会で3M・2016年ロングターム・インセンティブ・プラン（以下「2016年プラン」という。）の導入を採択し、かかるプランは2016年5月10日開催の年次株主総会において承認され、これにより当社及びその子会社又は関連会社の一定の従業員に対して新株予約権を付与することとなった。本募集は、かかる2016年プランに基づいて、当社の日本国所在の子会社（但し、完全子会社ではない。スリーエム ジャパン株式会社、スリーエム・ジャパン・プロダクツ株式会社を含む。）の適格従業員58名に対して無償で付与される新株予約権に関するものである。
- (2) 2016年プランは、当社に対し重要な貢献を成し、また貢献することが期待される者に対し株式を保有する機会を提供することにより、かかる個人を当社に惹きつけ、定着させ、その意欲を促すことを目的としている。2016年プランは2008年ロングターム・インセンティブ・プランを承継するものである。
- (3) 2016年プランは、運営者により運営される。運営者は、2016年プランの条件及び制約に従い、報奨を受領する業務提供者を決定し、報奨を付与し、報奨の諸条件を設定する権限を有する。運営者はまた、2016年プランに基づき全ての措置を講じ、一切の判断を行い、2016年プラン及び報奨契約を解釈し、適切と思われる運営上の規則、方針及び手続きを採用、修正、撤回する権限を有する。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	スリーエム カンパニー 記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル)(注1)(注2)
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株、全体で24,616株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき175.02米ドル(18,358円)(注2)(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	4,308,292米ドル(451,896,748円)(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格:1株当たりにつき175.02米ドル(18,358円)(注2)(注3) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額:別途取締役会がその他の規則で定める金額
新株予約権の行使期間	自2022年2月2日至2031年2月1日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	申込取扱場所に同じ。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使は、参加者が当社における勤務を継続している場合、又は退職者に対する特定の利益を受ける資格を有する場合とする。その他、2016年プランの第5.1、第9.4及び第10.18、並びにその他同プランに定める条件に従うこと。 本新株予約権証券は、2022年2月2日、2023年2月2日及び2024年2月2日に3分の1ずつ権利確定し、行使可能となる。権利確定済のオプションは2031年2月1日まで行使可能となる。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	2016年プランの第8.2及び第9.6を参照のこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡不可。 その他2016年プランの第9.1を参照のこと。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	2016年プランの第8.2(c)を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。

(注1) 本新株予約権の行使に際して必要となる株式は、当社の授権済未発行株式、金庫株又は自社株買戻計画に基づき当社取締役会の裁量により当社が買い戻す株式が充てられることが予定されている。

(注2) 株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

(注3) 2021年2月2日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値による。

(注4) すべての新株予約権の行使により、新株が発行される場合を前提とする。

## (摘要)

- (1) 新株予約権の行使価格は、付与日現在の普通株式の公正市場価額の100%を下回らないものとし、運営者がこれを設定する。本募集において付与される新株予約権の行使価格は、付与日である2021年2月2日の当社普通株式の終値に基づく。本募集において付与される新株予約権は、上記の時点で行使可能となるものとする。ただし、新株予約権の行使期間は10年を超えないものとする。
- (2) 新株予約権行使の効力の発生：新株予約権は、新株予約権を行使する権限を有する者が、当社が承認する（電子的又は電話による）様式及び方法による行使通知に署名又は認証した上でそれを当社に送ること、また、適宜、(i)2016年プラン第5.5に明記された方法により行使されるオプションの対象となる株式数に対する行使価格及び( )2016年プラン第9.5に明記されている該当する税の全額を適宜支払った上で、行使することができる。
- (3) 新株予約権の行使後第1回目の配当：新株予約権の行使により取得した普通株式の配当は、第1回目の配当より、当社の他の株主に支払われるのと同様に、各参加者に支払われる。
- (4) 株券の交付方法：2016年プランのその他の規定にもかかわらず、当社による別段の定めのない限り、あるいは、適用法の規定のない限り、当社は報奨に関連して発行される株式を証する株券を参加者に引き渡すことを求められることはなく、かかる株式を当社の登記簿（又は該当する場合、名義書換代理人若しくは株式プランの運営者）の登記簿に登録することができる。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
4,308,292米ドル(注1) (451,896,748円)	0米ドル (0円)	4,308,292米ドル (451,896,748円)

(注1) すべての新株予約権が行使された場合の最大見込額である。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額4,308,292米ドル(451,896,748円)は、希薄化防止の為の自社株買い、人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定である。その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定される。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

### [募集又は売出しに関する特別記載事項]

#### 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本有価証券届出書に基づく募集の対象である本新株予約権と同一の種類の新株予約権（以下、「[募集又は売出しに関する特別記載事項]」において「本新株予約権」という。）の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

#### (1) 有価証券の種類

新株予約権証券

#### (2) 新株予約権の内容等

##### (イ) 発行数

3,596,027個（発行数は新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。）

（注）本募集は、本プランに基づく、当社又当社の子会社若しくは関連会社（日本を除く）に所属する適格従業員3,315名に対する新株予約権証券の発行に関するものである。

##### (ロ) 発行価格

0米ドル（0円）

##### (ハ) 発行価額の総額

0米ドル（0円）

##### (ニ) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

###### 1 株式の種類

スリーエム カンパニー記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル)

###### 2 株式の内容

当社の普通株式の所有者は、株主としての一切の権利を有し、すべての議決権を行使するものとする。当社の普通株式の所有者は株主名簿記載の名義人として1株につき1議決権を有するものとする。

###### 3 株式の数

本新株予約権1個あたり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：3,596,027株

（注）株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

##### (ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権1個あたり175.02米ドル（18,358円）

払い込むべき金額が上記金額と異なる国：

フランス：179.01米ドル（18,776円）

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：  
629,376,646米ドル(66,015,316,399円)

(注)2021年2月2日(フランスについては2021年2月5日)のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値に基づく。

(ヘ) 新株予約権の行使期間

自2022年2月2日至2031年2月1日

行使期間が上記期間と異なる国：

フランス：自2022年2月5日至2030年8月4日

(ト) 新株予約権の行使の条件

2016年プランの第5.1、第9.4及び第10.18を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。

本新株予約権証券は、本2022年2月2日、2023年2月2日及び2024年2月2日に3分の1ずつ権利確定し、行使可能となる。権利確定済のオプションは2031年2月1日まで行使可能となる。

行使の条件が上記条件と異なる国：

フランス：本新株予約権証券は、2022年2月5日、2023年2月5日及び2024年2月5日に3分の1ずつ権利確定し、行使可能となる。権利確定済のオプションは2030年8月4日まで行使可能となる。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

資本組入額は別途報酬委員会その他規則で定める金額

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡不可

その他2016年プランの第9.1を参照のこと。

(3) 発行方法

当社又は当社子会社(本邦以外)の本プランに参加する適格従業員3,315名への割当

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コストリカ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、香港、ハンガリー、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、大韓民国、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ロシア連邦、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金： 629,376,646米ドル(66,015,316,399円)(注)

(注)手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額(629,376,646米ドル(66,015,316,399円))を合算した金額から、発行諸費用の概算額(0米ドル(0円))を控除した額である。

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期： 上記の差引手取概算額629,376,646米ドル(66,015,316,399円)は、希薄化防止の為に自社株買い、人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込される。

(7) 新規発行年月日

2021年2月2日（フランス：2021年2月5日）

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

### 第4【その他】

#### 1【法律意見】

アメリカ合衆国ミネソタ州の弁護士である当社のアソシエイト・ゼネラル・カウンセルであるマイケル・M・ダイ氏により、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、アメリカ合衆国デラウェア州法に基づく法人として適法に設立され、有効に存続している。
- (2) 本有価証券届出書に記載されている新株予約権証券の募集は、正当かつ有効に授權されており、同氏の知る限り、アメリカ合衆国及びデラウェア州の法令に違反しない。

## 2【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第4 その他」、「2 その他の記載事項」に、以下に掲げる「3M・2016年ロングターム・インセンティブ・プラン」の訳文を掲げる。

(日本語訳)

### 3M カンパニー 2016年ロングターム・インセンティブ・プラン

本プランは、当社に対し重要な貢献を成し、また貢献することが期待される者に対し株式を保有する機会を提供することにより、かかる個人を当社に惹きつけ、定着させ、その意欲を促すことを目的としている。本プランは3Mカンパニー 2008年ロングターム・インセンティブ・プランを承継するものである。

#### 第1条 定義

本プランにおいて、以下の用語及び表現は、文脈上明示される場合を除き、下記に記載の意味を有する。

- 1.1 「運営者」とは、取締役会、又は本プランに基づく取締役会の権限又は権能が委員会に委譲される範囲において当該委員会を意味する。本プラン第3.2に従い1名以上の役員に委譲された本プランに基づく取締役会又は委員会の権限又は権能に関して、「運営者」とは、かかる委譲が取消されない限りかかる役員を意味する。
- 1.2 「適用法」とは、(a)内国歳入法、証券法、証券取引所法及びこれらに基づく規則又は規定、(b)会社、証券、租税その他に関する法律、制定法、規則、要件又は規制(米国の、又は米国外の連邦、州又は地域のものであるかを問わない。)、及び(c)株式が上場され、相場がたち、又は取引されている証券取引所又は気配自動通報システムの規則を意味する。
- 1.3 「報奨」とは、本プランに基づき参加者に付与されるオプション、株式評価益受益権、制限株式報奨、制限株式ユニット報奨、パフォーマンス・ボーナス報奨、パフォーマンス株式報奨、又はその他の株式又は現金ベース報奨を意味する。
- 1.4 「報奨契約」とは、報奨を証する書面による契約を意味し、かかる契約は電子的方法によることができ、運営者が決定する本プランの条項と一致しかつそれらに従った条項を含むものとする。
- 1.5 「取締役会」とは、当社の取締役会を意味する。
- 1.6 「支配権の変更」とは、米国財務省第1節409A-3(i)(5)又は第409A条に基づき発せられたその他の規則又は指針に定義された「支配権の変更事由」の発生を意味する。運営者は、支配権の変更が上記の定義に従い発生したかどうか、また、その発生日及び関連する付随事項を最終的に判断するにあたり、単独の裁量により行使される完全かつ最終的な権限を有する。ただし、支配権の変更が米国財務省第1節409A-3(i)(5)に定義された「支配権の変更事由」かどうかの判断に関連した権限の行使は、かかる規則に合致したものでなければならない。また、疑義を避けるために付言すると、ある取引が、( )当社の設立法域を変更すること、又は( )取引の直前において当社の証券を保有していた者が実質的に同等の保有比率をもって所有することになる持株会社を設立することを唯一の目的として行われる場合は、かかる取引は支配権の変更を構成しない。
- 1.7 「内国歳入法」とは、改正1986年米国内国歳入法並びにそれに基づき発せられた全ての規則、指針、順守プログラム及びその他の解釈指針を意味する。

- 1.8 「委員会」とは、適用法が許容する範囲内において、1名以上の当社取締役又は執行役員が所属する取締役会の1つ以上の委員会又はその付属委員会を意味する。規則16b-3の規定に従うために必要な範囲において、委員会の各構成員は、規則16b-3の規定に従って報奨に関して委員会が行うときには、規則16b-3の意味における「非従業員取締役」となるとされている。しかしながら、委員会の構成員が規則16b-3の意味における「非従業員取締役」としての資格を有さない場合でも、本プランに基づき別途有効に付与された委員会による報奨は無効とはならない。
- 1.9 「普通株式」とは、当社の普通株式を意味する。
- 1.10 「当社」とは、デラウェア州法人であるスリーエム カンパニー及びその承継会社を意味する。
- 1.11 「指定受益者」とは、参加者が死亡した場合に未払額を受領して参加者の権利を行使するために、当社が許容及び決定した方法により参加者が指定した受益者を意味する。参加者による有効な指定がない場合は、「指定受益者」とは、参加者の遺産相続人又は法定相続人を意味する。
- 1.12 「取締役」とは、取締役会の構成員を意味する。
- 1.13 「障害」とは、内国歳入法第22(e)(3)に基づく永久全身障害を意味する。
- 1.14 「配当同等物」とは、特定数の株式に対する配当支払額と同等の価値(現金又は株式による。)を受取るために参加者に付与された権利を意味する。かかる配当同等物は、運営者が決定する計算式及び日時により、かつ運営者が決定する制限に従い、現金若しくは追加の株式又は現金及び株式の組合せに転換される。
- 1.15 「発効日」とは、第10.3項に規定される意味を有する。
- 1.16 「従業員」とは、当社又はその子会社の従業員を意味する。
- 1.17 「エクイティの再構成」とは、株式(若しくはその他の当社の証券)の数若しくは種類又は普通株式(若しくはその他の当社の証券)の株価に影響を及ぼし、未払いの報奨の原資となる普通株式の1株当たりの価値の変更をもたらす株式配当、株式分割(株式併合を含む。)、スピントフ又は資本再構成などの当社とその株主の間における非互恵的取引を意味する。
- 1.18 「証券取引法」とは、改正1934年米国証券取引所法並びにそれに基づき発せられた全ての規則、指針及びその他の解釈根拠を意味する。
- 1.19 「公正市場価額」とは、ある日の、以下のとおり決定された株式の価額のことをいう:( )普通株式が定評のある確立された証券取引所に上場されている場合、株式の価額は、ウォール・ストリート・ジャーナル又は当社が信頼できると認めた他の情報源において公表が行われた日(又はかかる日に売りが行われなかった場合は売りが行われたかかる日の直前の日)におけるかかる証券取引所において相場がたてられた株式の最終売値、( )普通株式が定評のある確立された証券取引所に上場されていないが、国内市場又はその他の相場システムにおいて相場が立てられている場合、株式の価額は、ウォール・ストリート・ジャーナル又は運営者が信頼できると認めた他の情報源において公表が行われた日(又はかかる日に売りが行われなかった場合は売りが行われたかかる日の直前の日)における株式の最終売値、( )普通株式が定評のある確立された証券取引所に上場されていない、又は国内市場若しくはその他の相場システムにおいて相場がたてられていない場合、株式の価額は、運営者によりその単独の裁量で設定される。
- 1.20 「全額(フルバリュー型)報奨」とは、(a)オプション、(b)株式評価益受益権又は(c)参加者が付与日現在において現存する本質的価値に対して支払を行う(直接又は当社若しくは子会社からの支払を受ける権利を放棄することによるかを問わない。)その他の報奨を除く、株式で支払われる報奨を意味する。

- 1.21 「10%超株主」とは、(それぞれ内国歳入法第424条(e)及び(f)に従い判断される)当社又は当社の親会社若しくは子会社の全ての種類の株式の議決権を合わせたものの10%超を所有する(内国歳入法第424(d)の意味における。)個人を意味する。
- 1.22 「インセンティブ・ストック・オプション」とは、内国歳入法第422条に定義される「インセンティブ・ストック・オプション」として適格な要件を満たすオプションを意味する。
- 1.23 「不正行為」とは、適用ある報奨契約において定められた意味を有し、かかる契約に定められていない場合は、(A)参加者が実質的に自身の義務の履行を故意に怠ること(参加者の障害から生じる不履行を除く。)、(B)取締役又は参加者の直属の監督者の適法かつ合理的な指示の遂行又は順守を参加者が故意に怠ること、(C)参加者の有罪判決をもたらすことが合理的に予想される(若しくはすでにもたらした)参加者による作為若しくは不作為、不抗争の答弁、又は重大な犯罪、起訴犯罪若しくは不道德行為に関する犯罪に対する未判決での保護観察の決定、(D)当社又は子会社若しくは関連会社又はそれらの役員、取締役、従業員、顧客、サプライヤー、保険業者若しくは代理人に対する詐欺行為、横領、不正流用、不正行為又は受託者義務違反を参加者が犯すこと、(E)参加者による当社又は子会社との書面による契約の重要な条項に対する重大な違反、又は(F)当社又は子会社の事業又は業務に著しい悪影響を及ぼす参加者によるその他の故意の不正行為を意味する。委員会は、上記の定義に従い、参加者による不正行為の有無、かかる不正行為の発生日及びそれらの付随事項について最終的に決定する権限を有する。ただし、当社の最高経営責任者は、その時点において又はそれ以前において当社に関して証券取引法第16条の対象となっていない参加者についてかかる全ての決定を下すために、当社の2名以上の役員による委員会(少なくともそのうち1名は当社の最高経営責任者又は人事担当の上級副社長とする。)を設置することができる。上記の定義は、いかなる形においても、その他の行為又は不作為について当社又は子会社に従事する参加者又はその他の者を解雇若しくは解任する当社又は子会社の権限を妨げる又は制限するものではないが、かかるその他の行為又は不作為は、本プランにおいて不正行為をなすものとはみなされない。
- 1.24 「非適格ストック・オプション」とは、インセンティブ・ストック・オプションではないオプションを意味する。
- 1.25 「オプション」とは、第5条に基づき付与される、既定の期間に1株当たりについて既定の価格で規定の数の株式を購入する権利を意味する。オプションは、インセンティブ・ストック・オプション又は非適格ストック・オプションのいずれも指す。
- 1.26 「その他の株式又は現金ベース報奨」とは、現金報奨、株式報奨及び株式若しくはその他の財産を参照することにより、又は別の方法でそれらに基づくことにより、全部若しくは一部の価値が定まるその他の報奨を意味する。
- 1.27 「総株式制限」とは、( ) 23,965,000株、( ) 発効日の直前において前プランに基づき将来において付与される報奨のために利用可能となっている株式の総数、及び( ) 第5条に従い本プランに基づく発行のために利用可能になった前プランによる報奨の対象となっている株式数の合計を意味する。
- 1.28 「参加者」とは、報奨を付与された役務提供者を意味する。
- 1.29 「パフォーマンス連動報奨」とは、第6条又は第7条に従い付与された報奨(オプション又はSARを除く。)を意味する(ただし、10条18項に定める条項に従う)。全てのパフォーマンス連動報奨は、パフォーマンス連動報酬として適格とされる。
- 1.30 「パフォーマンス連動報酬」とは、内国歳入法第162条(m)(4)(C)又はその承継条項に記載の「パフォーマンス連動報酬(performance-based compensation)」として適格とされる報酬を意味する。
- 1.31 「パフォーマンス・ボーナス報奨」とは、第7.3項に規定される意味を有する。
- 1.32 「パフォーマンス基準」とは、特定のパフォーマンス期間における報奨について1つ以上の業績目標を設定するために運営者がその単独の裁量で選択することができる基準(及び調整)を意味する。ただし、以下の規定に従う。

(a) パフォーマンス連動報酬として適格とされるパフォーマンス連動報奨についての業績目標を設定するために使用されるパフォーマンス基準は、以下のものに限定される。( ) (A)利息、(B)税、(C)減価償却、(D)償却及び(E)非現金の株式ベース報酬費用のうち1つ以上を控除前若しくは控除後の)純収益又は損失、( )グロス若しくはネットの売上高若しくは収益又は売上高若しくは収益の伸び率、( )グロス若しくはネットの本業の売上高又は本業の売上高伸び率、( )純利益(税引前若しくは税引後)又は調整後の純利益、( )総売上高又は総収益に占める1つ以上の製品(若しくは製品カテゴリー)の売上高の割合、( )利益(粗利益、純利益、利益成長率、営業純利益若しくは経済的利益を含むがこれらに限定されない。)、利益率又は営業利益率、( ) (税引前若しくは税引後又は会社運営諸経費及び賞与の分配前若しくは分配後の)営業利益、( )キャッシュ・フロー(営業キャッシュ・フロー、フリー・キャッシュ・フロー、フリー・キャッシュ・フロー・コンバージョン又は資本に対するキャッシュ・フロー比率を含む。)、( )総資産利益率、(x)資本利益率又は投下資本利益率、(x )資本コスト、(x )株主資本利益率、(x )株主総利益率、(x )売上利益率、(x )費用、費用削減及び費用削減策、(x )経費、(x )運転資本、(x )1株当たり利益若しくは損失(以下「EPS」という。)又はEPSの伸び率、( )調整後の1株当たり利益又は損失、(xx)1株当たり株価又は1株当たり配当(又はかかる株価若しくは配当の上昇・増加率又は維持率)、(xx )規制の達成度又は順守度、(xx )調査、開発、規制、商業上若しくは戦略上のマイルストーン又は進捗度についての目標に対する遂行度、完成度又は達成度、(xx )市場シェア、(xx )経済的価値又は経済的価値付加モデル、xx )部門、グループ又は企業財務目標、(xx )顧客の満足度/伸び、(xx )顧客サービス、(xx )従業員満足度、(xx )人員の採用及び維持、(xxx)人材管理、(xxx )訴訟及びその他の法的事項の監督、(xxx )戦略的パートナーシップ及び取引、(xxx )財務比率(流動性、活動、収益性又はレバレッジを測定するものを含む。)、(xxx )債務水準又は債務削減、(xxx )売上関連目標、(xxx )金融及びその他の資本調達取引、(xxx )手元現金、(xxx )買収活動、(xxx )投資調達活動、及び(x1)マーケティング戦略。これらのいずれも絶対ベース又はいかなる増加若しくは減少との比較において測定することができる。かかる業績目標はまた、当社の業績又は子会社の業績、当社若しくは子会社の部門、事業セグメント若しくは事業ユニットの観点から掲げることができ、或いは1つ以上の他社のもとの比較した業績の観点から又は他の会社の業績と比較した業績指標との対照により掲げることができる。財務上の測定基準となる業績目標は、国際会計基準審議会により設定された会計原則(以下「IASB原則」という。)に従って、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「GAAP」という。)に従い決定することができ、GAAP又はIASB原則に基づき包含可能又は除外可能な項目を包含又は除外するため調整することができる。

(b) 委員会は、その単独の裁量により、委員会が除外するのが適切と決定した事由又は出来事の影響を除外することができる。これには、( )再構築、非継続事業、特別項目、及びその他の非正常、非反復的若しくは非経常的な費用、事象又は項目、( )資産売却又は評価減、( )訴訟又は申立てに対する判決又は和解、( )買収又は事業分割、( )当社の企業構造又は資本構成の再編又は変更、( )当社、子会社、部門、事業セグメント若しくは事業ユニットの業務に直接関連しない、又は経営陣の合理的支配の及ばない事象、( )外国為替差益及び差損、( )当社の事業年度の変更、( )銀行借入若しくは債務証券の借換え又は買戻し、(x) 予算外の資本支出、(x )持分証券の発行又は買戻し及び発行済株式数のその他の変更、(x )一部又は全ての転換証券の普通株式への転換、(x )事業中断事由、(x )価格設定の変更、(x )外国為替の変動、(x )米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に従った税又は会計についての変更の累積的影響、(x )臨時的租税取引、又は(x )報告された業績に影響を与えるその他の法律又は規制ルールの変更による影響、を含む。

1.33 「パフォーマンス期間」とは、参加者のパフォーマンス報奨を受ける権利及び報奨の支払を決定する目的で設定された1つ以上の期間を意味するが、かかる期間の長さは委員会の選択により変更される場合があり、また期間が重なる場合もある。

1.34 「パフォーマンス株式」とは、本プラン第7.1に基づき、また第7.2を条件に参加者に付与される株式を受け取る権利であり、その支払いは、運営者が設定した特定の業績目標又はその他パフォーマンス目標値が達成されることが条件となる。

1.35 「プラン」とは本「3Mカンパニー2016年ロングターム・インセンティブ・プラン」を意味する。

- 1.36 「従来のプラン」とは、「3M 2005年マネジメント・ストック・オーナーシップ・プログラム」、「3M 2008年ロングターム・インセンティブ・プラン」及びその他以前の株式インセンティブ・プランを総称して言う。
- 1.37 「従来のプランに基づく報奨」とは、本プラン効力発生日現在、従来のプランに基づき未行使となっている報奨を意味する。
- 1.38 「制限株式」とは、本第6条に基づき参加者に付与される株式を意味し、一定の権利確定条件及びその他の制限が適用される。
- 1.39 「制限株式ユニット」とは、該当する精算日において、1株又は精算日現在の1株の等価と運営者が判断する現金その他の対価を受け取る、未拠出、無保証の権利を意味する。かかる権利は、特定の権利確定条件その他の制限が適用される。
- 1.40 「退職」とは、適用される報奨契約におけるかかる用語に充てられた意味を持ち、また、かかる契約に定義のない場合は、入社後10年以上経過後の55歳に到達した日以降の雇用の終了を意味する。
- 1.41 「規則16b-3」とは取引所法に基づく規則16b-3を意味する。
- 1.42 「第409A」とは、内国歳入法の第409A項を意味する。
- 1.43 「証券法」とは、1933年(改正)米国証券法及び全ての関連法令、指針その他解釈指針を意味する。
- 1.44 「業務提供者」とは従業員又は取締役を意味する。
- 1.45 「株式」とは普通株式を意味する。
- 1.46 「株式評価益受益権」とは、本第5条に基づき付与される権利であり、公正市場価額が当該報奨契約に規定された行使価格を上回る場合の差額を、特定株式数について、権利の行使日に受け取る権利を意味する。
- 1.47 「子会社」とは、国内又は国外を問わず、当社を起点とする一連の事業体のうち、かかる連鎖の最後の事業体を除く各事業体が、連鎖における他の事業体の1つについて、その証券又は持分の全種類の合計議決権数の50%以上を意味する証券又は持分を、算定時において実質的に保有している場合を意味し、あるいは、運営者が定める相当数の株式持分を当社が保有するその他の事業体を意味する。
- 1.48 「代替報奨」とは、当社若しくは子会社又は当社若しくは子会社の結合会社を買収した会社又はその他の事業体により以前に付与された報奨又は将来の報奨とするための権利又は義務について、これらを引受け、又は代替、交換するために当社が付与する報奨又は当社が発行する株式を意味する。
- 1.49 「雇用の終了」とは、以下の場合をいう。
- (a) 従業員については、参加者と当社若しくは子会社間の従業員と雇用者の関係が何らかの理由で終了した時を意味し、辞職、解雇、死亡、障害又は退職による場合を含むが、これらに制限されず、また、当該参加者が当社又は子会社での雇用をかかる時点と同時に開始し、あるいは雇用が継続される場合を除く。
  - (b) 非従業員取締役については、非従業員取締役である参加者が何らかの理由で取締役ではなくなった時を意味し、辞職、選任されなかった場合、死亡又は退職による場合を含むが、これらに制限されず、また、当該参加者が当社又は子会社での雇用をかかる時点と同時に開始する場合を除く。

当社は、雇用の終了が発生したか、雇用の終了が不正行為に起因するものであるか、また、特定の休暇が雇用の終了とみなされるかに関する一切の質問を含め、それらに限定されず、その単独の裁量において、雇用の終了に関連する

一切の事項及び質問について判断を下すものとする。本プランにおいて、参加者にとっての従業員と雇用主の関係は、参加者を雇用し又は参加者と契約している子会社が、合併、株式売却その他の企業取引や事象(スピンオフを含むがそれに限定されない。)により子会社ではなくなった場合、参加者が当該事業体のためにその後も業務遂行を継続する場合であっても、終了したとみなされる。

## 第2条 適格性

業務提供者は、本プランの制限事項に従うことを条件に、本プランに基づき報奨を付与される資格を有する。いかなる業務提供者も、本プランに基づき報奨を付与される権利を有するものではない。

## 第3条 運営及び委譲

3.1 運営 本プランは運営者により運営される。運営者は、本プランの条件及び制約に従い、報奨を受領する業務提供者を決定し、報奨を付与し、報奨の諸条件を設定する権限を有する。運営者はまた、本プランに基づき全ての措置を講じ、一切の判断を行い、本プラン及び報奨契約を解釈し、適切と思われる運営上の規則、方針及び手続きを採用、修正、撤回する権限を有する。運営者は、本プラン又は報奨の不備や曖昧な点を修正し、不足分を補い、矛盾点を調整し、その他、本プラン及び報奨の運営に必要又は適切とみなされる一切の決定を行うものとする。本プランに基づき運営者が行う決定はその単独の裁量によるものであり、最終的で、本プラン又は報奨に対し利益を有し又は申立てる者に対し拘束力を持つものとする。

3.2 委員会の任命 適用法において認められる限り、当社取締役会又は委員会は、本プランに基づく一切の権限を、当社若しくはその子会社の1つ以上の委員会又は1人以上の役員に委譲することができる。本項における委譲には、かかる委譲がなされる時点で取締役会若しくは委員会が設定する制約若しくは制限、又は当社の関係規約に特段に含まれている制約若しくは制限が課されるものとし、また、取締役会又は、該当する場合、委員会は、なるときであれ、委ねられた権限を撤回し、新たな受任者を任命することができる。本第3.2に基づき任命された受任者は、いかなる時も、取締役会又は、該当する場合、委員会の求めに応じその職務を務めるものとし、取締役会又は委員会は権限を委ねられた委員会をなるときでも廃止し、以前に委譲した権限を再取得することができるものとする。

## 第4条 報奨の対象となる株式

4.1 株式の数 本プラン第8条における修正及び本第4条の諸条件に従い、報奨は、株式上限数まで本プランに基づき付与されることができる。当社は、本プラン発効日付で従来のプランに基づく報奨の付与を中止するものとする。ただし、かかる先行プランに基づき付与された報奨は、当該プランの条件の適用を引き続き受けるものとする。本プランに基づき発行され交付される株式は、未発行の授権株式、公開市場で購入された株式又は金庫株によるものとする。前述の規定にも関わらず、本プランに基づき発行できる株式の総数は、全額報奨の精算において交付された株式1株につき2.5株が減じられるものとし、またオプション又は株式評価益受益権の対象となる株式の場合1株の付与につき1株が減じられるものとする。

4.2 株式の再利用 報奨又は先行プランによる報奨の全部若しくは一部が、完全に行使されないまま又は失権することなく、失効、消滅、終了となった場合、あるいは、現金と交換、放棄、再購入、解約された場合、また、いずれの場合も、当社が結果として報奨又は先行プランによる報奨の原資となる株式を、参加者が当該株式について支払った価格(株式再構成による調整済み。)より低い価格で購入する結果となった場合、あるいは、当社が報奨又は先行プランによる報奨の原資となる株式を発行しない結果となった場合、当該報奨又は先行プランによる報奨の原資である未使用の株式は、該当する場合、本プランに基づき付与される報奨について再度使用することができるものとする。さらに、報奨又は先行

プランに基づく報奨の行使価格若しくは購入価格を支払うため、及び/又は適用される源泉徴収税債務を全うするために、参加者が当社に引き渡す株式(報奨又は先行プランの行使、購入及び/又は税債務の発生により当社が保持している株式を含む。)(実際の交付によるか証書によるかを問わない。)は、本プランに基づき付与される報奨について再度使用することができるものとする。報奨又は先行プランによる報奨の未行使分に関連して現金で支払われる配当金同等物は、全体株式上限数に含めない。本項の規定に基づき、再度本プランにより付与される報奨の原資として再び使用できることになる株式は、( )本プラン又は先行プランに基づき付与されるオプション又は株式評価益受益権の原資となる株式1株について1株として、また( )本プランに基づき付与される全額報奨又は先行プランに基づき付与されたオプション若しくは株式評価益受益権以外の報奨の原資となる株式1株については2.5株として追加されるものとする。

4.3 インセンティブ・ストック・オプションに関する制限 本項に矛盾する規定のある場合であっても、インセンティブ・ストック・オプションの行使により発行される普通株式は34,000,000株(株式再構成の場合は調整される。)を超えないものとする。

4.4 代替報奨 ある事業体が当社又は子会社と合併又は統合した場合、あるいは、当社又は子会社がある事業体の財産又は株式を取得した場合、運営者は、かかる合併又は統合の前に、かかる事業体又はその子会社が付与したオプション又はその他の株式報奨若しくは株式型報奨の替わりとなる報奨を付与することができる。代替報奨は、本プランにおける報奨に対する制限に関わらず、運営者が適切とみなす諸条件により付与されることができる。代替報奨は全体株式上限数の算定には含まれず、(また、代替報奨の原資となる株式は、前述の本プランに基づく報奨に使用される株式数に追加されることもないが)、代替インセンティブ・ストック・オプションの行使により取得される株式は、本プランに基づくインセンティブ・ストック・オプションの行使により発行できる株式の最大数における算定の対象となる。また、当社又は子会社により取得される会社、あるいは当社又は子会社が結合する会社が、株主により承認されたが、かかる買収又は結合予定を考慮して採択されなかった先行プランに基づく利用可能な株式を有する場合、かかる先行プランの諸条件に基づく報奨の原資となる株式(かかる取引を反映して適切に調整がなされる。)は、本プランに基づき付与される報奨に対して利用することができ、本プランに基づく付与に関し授權されている株式数を減じることはないものとし、また、(疑義を避けるために、代替報奨を除く。)、かかる報奨の原資となる株式は、前述第4.2に規定されているとおり、本プランに基づく報奨に対し再度利用が可能となる。ただし、かかる利用可能な株式(又は前述の第4.2に従い、本プランに基づき発行が再度可能となる株式)が原資となる報奨は、先行プランの諸条件に従い、買収又は結合がない場合に付与が可能であったであろう日を超えて付与されることはできないものとし、かかる買収又は結合以前に当社又はその子会社の従業員又は取締役ではなかった個人に対してのみ付与されるものとする。

4.5 非従業員取締役の報酬 本プラン又は非従業員取締役の報酬に関する社内方針に矛盾する規定のある場合であっても、運営者は、本プランの制約に従い、時々において、被従業員取締役の報酬を設定することができる。運営者は、かかる全ての非従業員取締役の報酬について、その諸条件及び額にき、単独の裁量により、また、その経営上の判断に基づき、ときどきにおいて適切とみなす要因、状況及び判断材料を考慮に入れ、決定することができる。ただし、非従業員取締役としての業務に対する報酬として一暦年中に非従業員取締役に付与される一切の現金報酬、その他報酬及び価値(米国財務会計基準審議会(FASB)のASCトピック718又はその承継規定に基づき、付与日付で決定される。)の合計額は600,000ドルを上回ってはいないものとする。

## 第5条

### ストック・オプション及び株式評価益受益権

5.1 総則 運営者は、運営者が定めるプランに矛盾しない諸条件に基づき、ストック・オプション又は株式評価益受益権を業務提供者に対し付与することができる。運営者は、オプション及び株式評価益受益権の対象となる株式の数、各オプション及び株式評価益受益権の行使価格、並びにオプション及び株式評価益受益権の行使に適用される諸条件及び制限について決定することができる。株式評価益受益権を付与された参加者(若しくは株式評価益受益権の行使を授權されたその他の者)は、プランの制限又は運営者の課す制限に従うことを条件とし、株式評価益受益権の行使可能部分の行使時に、株式評価益受益権の1株当たり行使価格に対する行使日における1株の公正市場価額の超過額と株式評価益受益権数の行使の対象となる株式数を乗じて算出した額を、現金、行使日における公正市場価額による株式、あるいは運営者の決定又は報奨契約の規定に基づき定めるこれら2つの組合せにより、当社から受領する権利を有する。

5.2 行使価格 運営者は、各オプション及び株式評価益受益権の行使価格を設定し、報奨契約において行使価格を明記するものとする。行使価格はオプション又は株式評価益受益権の付与日における公正市場価額の100%を下回らないものとする。

5.3 オプションの期間 各オプション又は株式評価益受益権は報奨契約に明記されている日時に行使可能となるものとする。ただし、オプション又は株式評価益受益権の期間は10年を超えないものとする。

#### 5.4 行使

- (a) 行使手順 - オプション及び株式評価益受益権は、オプション又は株式評価益受益権を行使する権限を有する者が、当社が承認する(電子的又は電話による)様式及び方法による行使通知に署名又は認証した上でそれを当社に送ることで、また、適宜、(i)第5.5に明記された方法により行使されるオプションの対象となる株式数に対する行使価格及び( )第9.5に明記されている該当する税の全額を適宜支払った上で、行使することができる。
- (b) 限定的自動行使 - 第5.4(a)に矛盾する規定のある場合であっても、権利が確定し行使可能となったオプション又は株式評価益受益権のうち、行使期間(又は、該当する場合、期間満了後の特別行使期間)の満了直前に未行使のオプション又は株式評価益受益権については、報奨契約に別段の定めのある場合を除き、( )参加者が、オプション又は株式評価益受益権を受け取っており、( )株式の公正市場価額が、1株当たり行使価格を上回る場合であって、( ) (A)かかるオプション又は株式評価益受益権が行使期間の最終日に未行使である場合、又は(B)参加者の死亡により、当該オプション又は株式評価益受益権が行使期間の最終日より前に終了する場合、かかる時点で参加者により行使されたものとみなされる。疑義を避けるため、行使期間後の特別行使期間の満了時に終了するオプション又は株式評価益受益権は、前文の( )における行使期間最終日に未行使であるものとはみなされない。本5.4(b)に基づきオプション又は株式評価益受益権が行使される場合、当社は、行使されたとみなされるオプション又は株式評価益受益権の対象となる株式から、総購入価格及び源泉徴収税の支払に充当する株式を控除した数の株式を参加者に交付するものとする。当社が別段に定める場合を除き、オプション又は株式評価益受益権は、端株については行使できないものとする。

5.5 行使時の支払 運営者は、以下をはじめ、それらに制限されず、オプションの行使価格の支払方法(又は方法の組合せ)を決定するものとする。

- (a) 現金、小切手又は即時支払可能資金の振込による支払;ただし、これらの方法による支払は、以下のいずれかの方法が認められた場合、使用が制限される可能性がある。
- (b) 行使時に株式が公開市場で取引をされており、当社による別段の定めのない場合で、(A)参加者がオプションの行使により発行可能となる当該株式について当社が認めるブローカーに成行売り注文を出し、また、当該行使価格の支払に十分な資金を速やかに当社に対し提供しようブローカーが指示されたとする通知(当社が認める場合、電話を含む。)が届いた場合、又は、(B)現金、小切手又は即時支払可能資金の振込により、当該行使価格の支払に十分な額を速やかに当社に届けることを当社が認めるブローカーに求めた取消し不能で無条件の指示書を、参加者が当社に届ける場合。ただし、かかる額は、当社が求める時期に当社に支払われるものとする。
- (c) 運営者が認める場合、引渡日(又は運営者が定めるその他の日)における公正市場価額による参加者保有の(実質的又は証明による)株式の引渡し
- (d) 運営者が認める場合、行使日における公正市場価額によるオプションの行使により発行可能な株式の提供、又は、
- (e) 運営者が認める場合、約束手形又はその他合法的な対価の提供

5.6 インセンティブ・ストック・オプションに係る追加条件 運営者は、当社従業員、現在又は将来の親会社の従業員、あるいは、内国歳入法第424(e)又は(f)に定めるところの子会社の従業員、並びに、従業員が内国歳入法に基づきインセンティブ・ストック・オプションを受ける権利を有するその他事業体の従業員に対してのみ、インセンティブ・ストック・オプションを付与することができる。インセンティブ・ストック・オプションが10%を超える株主に付与される場合、行使価格は、オプションの付与日の公正市場価額の110%を下回らないものとし、オプションの期間は5年を超えないものとする。全てのインセンティブ・ストック・オプションは内国歳入法第422条に従い、また同条と矛盾することなく解釈されるものとする。インセンティブ・ストック・オプションの付与を受けるに当たり、参加者は、オプションに基づき取得された株式に関する、(i)オプション付与日から2年以内、又は(ii)かかる株式の参加者への譲渡から1年以内に行われた処分又はその他譲渡(支配権の変更に関するものを除く。)について、処分又はその他譲渡の行われた日付及び参加者がかかる処分その他譲渡において実現した現金、その他財産、負債その他対価の引受けによる金額を明記の上、当社に対し速やかに通知することに同意するものとする。当社又は運営者のいずれも、インセンティブ・ストック・オプションが内国歳入法第422条に基づく「インセンティブ・ストック・オプション」として適格性を有しないとされた場合、又は適格性を失った場合も、参加者又はその他当事者に対し責任を負わないものとする。財務省規則第1.422-4に基づき公正市場価額が100,000米ドルを超えることとなる株式について行使可能となるなど、何らかの理由で「インセンティブ・ストック・オプション」としての適格性を有しないとされたインセンティブ・ストック・オプション又はその一部は、非適格ストック・オプションとなる。

## 第6条

### 制限株式；制限株式ユニット

6.1 総則 運営者は、失権の場合の規定に従うことを条件に、あるいは、報奨契約において運営者が当該報奨について定める条件が当該制限期間未までに満たされない場合は、株式の全部又は一部を購入価格又はその他正式若しくは所定の価格で参加者から再購入できる当社の権利に従うことを条件に、制限株式又は制限株式の購入権を業務提供者に対し付与することができる。加えて、運営者は、報奨契約に規定された当該制限期間の権利確定条件及び失権条件に従うことを条件に、業務提供者に対し、制限株式ユニットを付与することができる。各制限株式及び制限株式ユニット報奨に関する報奨契約においては、運営者の決定に従い、本プランに矛盾しない諸条件が規定されるものとする。

### 6.2 制限株式

- (a) 配当金 運営者が承認し報奨契約において定められた制限に従うことを条件に、制限株式を保有する参加者は、かかる株式に関し支払われる通常の配当金一切について受領する権利を有するものとする。さらに、運営者による別段の定めのない限り、また、本段落の以下の規定に従うことを条件に、配当又は分配が、株式により支払われる場合、あるいは、通常の配当金以外による配当又は普通株式の保有者に対する現金又は財産による分配で構成される場合、株式又はその他の現金若しくは財産は、それら支払が行われた制限株式に対する規定と同様の譲渡制限及び失権に関する規定が課されるものとする。

本書に矛盾する規定のある場合であっても、業績に連動する権利確定条件の付された制限株式報奨に対する配当は累算され、関連する制限株式に課された権利確定条件に準じるものとする。かかる配当の一切は、当該制限株式の権利が確定次第、また失権不可が成立次第、あるいは報奨契約にそれ以降の日時が指定されている場合はその時点が到来次第、運営上可能な限り速やかに支払われるものとする。

- (b) 株券 当社は、参加者に対し、制限株式に関し発行された株券に無記名裏書の株式譲渡委任状を添え、エスクローとして当社(又はその被指名人)に預託することを求めることができる。

6.3 制限株式ユニット 運営者は、強制的に、又は参加者の選択により、制限株式ユニットの権利が確定後合理的に可能な限り速やかにその精算を行うか又は繰延べるかを定めることができる。

## 第7条

### その他の報奨

7.1 総則 運営者は、パフォーマンス株式報奨、パフォーマンス・ボーナス報奨、配当同等物、又はその他株式若しくは現金報奨について、運営者の定めるプランと矛盾しない額及び諸条件に従うことを条件に、業務提供者に対し付与することができる。

7.2 パフォーマンス株式報奨 各パフォーマンス株式報奨は、株式数あるいは株式と等価のユニット及び/又は(株式の価格を含む)価値を示すユニットにより表示されるものとし、特定の日又はパフォーマンス期間における1つ又はそれ以上のパフォーマンス基準あるいは当社又は子会社に提供する業務等、運営者が適切とみなすその他特定の基準とリンクすることができる。かかる判断を行うに当たり、運営者は、(特定の報奨タイプに照らし適切とみなされるその他の要因の中でも)、特定の参加者の貢献度、責務及びその他の報酬を検討するものとする。

7.3 パフォーマンス・ボーナス報奨 本第7.3において付与されるボーナスを受領する権利は現金による表示とし、基本的には現金により支払われ(ただし、運営者の裁量により、株式又は現金と株式の組合せにより支払われることも可能である。)(以下、「パフォーマンス・ボーナス報奨」という。)、運営者の設定するパフォーマンス目標を達成した場合に支払われるものとし、特定の日又はパフォーマンス期間における1つ又はそれ以上のパフォーマンス基準あるいは当社又は子会社に提供する業務等、その他特定の基準と連動する。

7.4 配当同等物 運営者が定める場合、(ストック・オプション又は株式評価益受益権を除く)報奨には、参加者に配当同等物を受領する権利を設定することができる。配当同等物は現時点での支払でも、参加者の口座に入れることもできるが、現金又は株式で決済するものとし、配当同等物が付与される対象となる報奨の譲渡性及び失権規定に係る制限と同様の制限が課せられ、また、その他報奨契約のその他諸条件に準じるものとする。本書に矛盾する規定のある場合にもかかわらず、業績に連動して権利が確定する報奨に関連する配当同等物は、(i)(適用法により認められる限り)支払や貸記を行わないものとし、あるいは、(ii)積み立てられないものとし、関連する報奨に課される権利確定基準に準じるものとする。かかる配当同等物の一切は運営者が当該報奨契約において規定する日時に支払われるものとする。

7.5 その他の株式又は現金報奨 将来において交付される予定の株式を参加者が受領できるとする報奨を含め、また、年次報奨その他定期的若しくは長期的現金ボーナス報奨(特定の業績基準その他に基づくか否かを問わない。)を含め、本プランの条件及び制限に準じ、その他の株式又は現金報奨を参加者に付与することができる。その他の株式又は現金報奨はまた、独立した支払及び参加者が受領する権利のある報酬に代わる支払等、その他の報奨の精算における支払にも利用することができる。その他の株式又は現金報奨は、運営者の判断により、株式、現金又はその他の財産で支払うことができる。本プランの規定に従い、運営者は、各その他の株式又は現金報奨について、購入価格、業績目標(業績基準に基づくことができる。)、譲渡制限及び権利確定条件等の諸条件を決定するものとし、当該報奨契約に規定するものとする。

## 第8条

### 普通株式の変更に伴う調整及びその他の事象

8.1 エクイティの再編 運営者は、エクイティの再編に関し本第8条に矛盾する規定のある場合であっても、本プラン及び各未行使の報奨の条件について、エクイティの再編を反映させるために適正とみなされる以下を含む調整を公正に成すものとする。すなわち、(i)各未行使報奨の対象となる有価証券及び/又はかかる有価証券について付与することのできる報奨の数及び種類の調整(本第4条に規定される発行可能な株式の最大数及び種類に関する制限の調整を含むがそれに制限されない。);( )未行使の報奨の諸条件(付与又は行使価格を含む。)及び未行使の報奨に含まれる業績目標その他基準の調整;並びに( )参加者への新たな報奨の付与又は現金の支払。本第8.1に基づく調整は裁量によって成すものではなく、当該参加者及び当社を含めすべての当事者に対し最終的であり拘束力を持つものとするが、調整が公正なものであるかは運営者が判断するものとする。

8.2 企業取引 配当金又はその他の分配(現金、普通株式その他有価証券、又はその他の財産によるかを問わない。)、企業再編成、合併、統合、分割、スピノフ、結合、合同、再購入、資本再構成、清算、解散、あるいは、当社資産の全て又はほぼ全ての売却、譲渡、交換その他の処分、あるいは、当社の普通株式その他有価証券の売却又は交換、支配権の変更、当社普通株式その他有価証券を購入するワラントその他の権利の発行、その他類似する企業取引又は事象、当社又は当社の財務諸表に影響を及ぼすその他の通常ではない取引若しくは経常外取引又は事象、その他、適用法又

は会計指針の変更の場合、運営者は、適切とみなされる条件に則り、(x)本プランに基づき、又は本プランに基づき付与若しくは発行される報奨に関して、当社が意図する利益又は潜在的利益の希薄化又は拡大を防ぐため、(y)かかる取引又は事象を促すため、あるいは(z)適用法又は会計原則の変更を実施するために、運営者が適切とみなす場合はなんどきでも、報奨の諸条件に基づき、又は当該取引若しくは事象の発生前に講じる措置により(ただし、適用法又は会計原則の変更を実施するための措置は、かかる変更後の合理的な期間内に行うことができるものとする。)、自動的に又は参加者の要請により、以下(a)~(f)の1つ以上の措置を講じることをここに授權されるものとする。

- (a) 当該報奨の権利確定部分の行使若しくは精算、又は該当する場合、当該報奨の権利確定部分における参加者の権利の実現により取得されたであろう額と同価値の現金その他財産と引き換えに、当該報奨を取り消すこと。ただし、当該報奨の権利確定部分の行使若しくは精算、又は参加者の権利の実現により取得されたであろう額がゼロ以下である場合、当該報奨は支払なく終了することができる。
- (b) 本プラン又は当該報奨の規定に矛盾する場合があっても、当該報奨の権利を確定し、該当する場合、かかる報奨の対象となる株式について全て行使可能とすること
- (c) 当該報奨を承継会社/存続会社、又はその親会社/子会社が引き受けること、あるいは、承継会社/存続会社、又はその親会社/子会社の株式を原資とする報奨により代替すること。ただし、全ての場合において、運営者の判断により、株式の数及び種類について、及び/又は該当する行使価格又は購入価格について、適正に調整するものとする。
- (d) 未行使の報奨又は本プランに基づき付与される報奨の原資となる普通株式(又はその他有価証券若しくは財産)の数及び種類、及び/又は未行使報奨の諸条件(付与価格又は行使価格を含む。)及びその基準を調整すること
- (e) 当該報奨を運営者の選択する権利又は財産と取り替えること
- (f) 該当する事象後に、当該報奨を終了させること、また、権利確定、行使又は支払ができないとすること

8.3 運営上の休止 株式配当、株式分割、株式の結合若しくは交換、合併、統合又は株主に対する当社資産の分配(通常の現金配当を除く。)、その他当社普通株式又はその株価に影響を及ぼす通常ではない取引又は変更(資本再構成又は有価証券の発行その他同様の取引を含む。)が予定されている場合、あるいは、運営面の都合や、適用法の遵守を促すために、当社は、当該状況下において当社が合理的とみなす期間、1つ以上の報奨の行使又は精算の許可を拒否できるものとする。

8.4 総則 本プランにおいて、又は本プランに基づき運営者が講じる措置において特段の記載のある場合を除き、参加者は、いかなるクラスの株式の分割又は併合、配当金の支払、いかなるクラスの株式の数の増減、当社又はその他の会社の清算、合併、統合を起因とするいかなる権利も有さないものとする。前第8.1項又は本プランに基づく運営者の措置において資本再構成に関し特段の記載のある場合を除き、当社のいかなるクラスの株式の発行又はいかなるクラスの株式への転換証券の発行も、報奨の原資となる株式の数又は報奨の付与価格若しくは行使価格に影響を及ぼさないものとし、またそれらに関する調整も行わない。本プラン、報奨契約、かかる契約に基づき付与される報奨の存在により、( )当社の資本構成又は事業の調整、資本再構成、企業再編成その他変更、( )当社の合併、統合、スピンオフ、解散若しくは清算、又は当社資産の売却、あるいは( )当該株式又は株式へ変換若しくは交換可能な証券に優先する権利を有する証券を含む証券の売却又は発行について、当社がそれらを行ない又は許可する権利に影響を受けることはなく、また制限も課されないものとする。運営者は、参加者及び報奨(又はその一部)について、本第8条に基づき異なる対応を取ることができる。

第9条  
報奨に関する規定

9.1 譲渡性 運営者が定める場合を除き、又はインセンティブ・ストック・オプション以外の報奨に関する報奨契約その他に記載のある場合を除き、報奨について、売却、割当、譲渡、担保への差し入れ、又は抵当権の設定(自発的又は法律の執行によるかを問わない。)を行うことはできない。ただし、遺言又は遺産及び遺産分配法による場合、あるいは、運営者の承認のある場合は家庭関係に係る法令に基づき、報奨は、参加者の生存中は参加者によってのみ行使されるものとする。参加者という場合は、文脈上適切な限りにおいて、運営者の認める被譲渡人を含むものとする。

9.2 文書化 各報奨は、運営者が定める書面又は電子版による報奨契約により証される。各報奨は、本プランの規定と矛盾しない条件を含むことができる。

9.3 裁量 本プランに別段の定めのある場合を除き、各報奨は単独で、あるいは、他の報奨に加え又はそれに関連して付与することができる。参加者に付与される各報奨の諸条件は同一である必要はなく、また運営者は、参加者又は報奨(若しくはその一部)について一様に取り扱わなければならないわけではない。

9.4 参加者の地位の変更 当社は、参加者の障害、死亡、退職、正規の休暇・休職その他、業務提供者としての参加者の地位の変更若しくはその可能性が報奨に及ぼす影響の内容について判断し、また、該当する場合は、参加者、参加者の法的代理人、管理者、後見人若しくは指定受益者が報奨に基づき行使する権利の範囲及びその期間について判断するものとする。適用法により別段の定めのある場合、又は、当社若しくは当社の書面による休暇規定により明示的に認められている場合を除き、参加者の休暇期間については、報奨の権利確定の算定上、業務期間とは認められないものとする。

9.5 源泉徴収税 参加者は、参加者の報奨に関連し法律により求められる税額を、納税義務の発生する事象日までに当社に支払うか、あるいは、かかる支払に十分な取決めを当社に対し提供しなければならない。当社は、最低法定控除率(又は会計上の影響や費用を考慮の上、当社が定めるその他の料率)に基づき、かかる納税義務を果たすに十分な額を、参加者に対する何らかの支払額から差し引くことができる。(ブラックアウト期間を含む)当社のインサイダー取引方針及び該当する報奨契約の諸条件に基づき、参加者は、納税義務について下記( )~( )の方法でその義務を果たすことができる。

- ( ) 現金、即時支払可能資金の電信送金、当社を受取人とする小切手による支払い。ただし、当社はこれらの手段について、(ii)以下の手段が可能な場合は、使用を制限することができる。
- ( ) 運営者が認める場合、支払の全部又はその一部を株式の引き渡しにより行い、価格は引渡日(又は運営者の定めるその他の日)における公正市場価値に基づくものとする。かかる株式については、証明書による引渡し及び課税対象の報奨から株式を確保する場合も含むものとする。
- ( ) 当社による別段の定めのない限り、納税義務が履行される時点で株式の公開市場がある場合、(A)報奨の行使により発行可能な株式について、参加者が、当社の認めるブローカーに売り注文を出し、また、かかる参加者の納税義務を履行するに十分な資金を即座に当社に引き渡すことをブローカーが指示されたことを示す通知の受渡し(当社が認める場合は電話を含む。)を行うか、又は(B)源泉徴収税を満たす額を、現金、小切手又は即時支払可能資金の電信送金により即座に当社に渡すように指示した、ブローカーに対する、当社が納得する形での取消し不能で無条件の指示書のコピーを参加者が当社に渡すことによる。ただし、かかる額は、当社が定める時期に支払われるものとする。
- ( ) 運営者の認める場合、約束手形又はその他正当な対価の引渡し
- ( ) 運営者の認める前述の支払形式の組合せによる支払い

納税義務が履行される時点で株式の公開市場があり、課税対象の報奨から株式を確保することにより前述の( )により源泉徴収による納税義務を充たす場合、当社は、当該目的のために当社の条件に合うと判断したブローカーに対し、当該参加者のためにその確保された株式の一部又は全部を売却し、かかる売却の手取金を当社又はその指定する者に対し送金するよう指示することを選択できるものとし、また、各参加者は、プランに基づく報奨を受諾することにより、本文に記載される取引を完了することを当社に授權しており、またブローカーに対し指示し授權しているものとする。

9.6 報奨の改正；価格改定の禁止 運営者は、未行使の報奨について、同じ種類又は異なる種類の報奨と代替する、行使日又は精算日を変更する、インセンティブ・ストック・オプションを非適格ストック・オプションに変更する、未行使の報奨を現金で精算することを含め、改正、修正、終了することができる。以下の場合を除き、かかる行為には参加者の同意が必要となる。

- ( ) 改正、修正又は終了の日現在、かかる行為が、その関連する行為を考慮に入れた場合でも、報奨に基づく経済的利益に重大な悪影響を及ぼさない場合、又は
- ( ) 変更が本第8条又は10.5若しくは10.6で認められている場合。

8.1及び8.2に基づく場合を除き、運営者は、当社株主の承認を経ることなく次の(a)~(c)を行ってはならないものとする。すなわち、(a)オプション又は株式評価益受益権の1株当たり行使価格を付与後に低下せしめること、(b)オプション又は株式評価益受益権の1株当たり行使価格が公正市場価格を上回る場合、かかるオプション又は株式評価益受益権を現金又は他の報奨と交換することで、解約すること、あるいは(c)当該株式が取引されている米国の主要株式取引所の諸規則に照らし価格改定とみなされると当社が判断するオプション又は株式評価益受益権に関するその他の行為をなすこと。

9.7 株式引渡しの諸条件 当社は本プランに基づきいかなる株式の引渡しについても、また、本プランに基づき、以前引き渡された株式に対する制限を外すことについても、以下( )~( )の時期までは、その義務を負うものではない。すなわち、

- ( ) 報奨の全条件が当社にとり十分に充たされ、又は除去される時
- ( ) 適用される有価証券法並びに株式取引所法又は株式市場法を含め、当該株式の発行と引渡しに関する法律上の事項が全て満たされたと当社が判断した時
- ( ) 当社が必要で望ましいと考える許可が当局から得られた時
- ( ) 適用法を充たすために必要又は適切と当社がみなす表明又は合意を参加者が当社に対しなし提供した時

当社の法律顧問が本プランに基づく株式の正当な発行と売却に必要とみなす権限を、当社が当局から取得できない場合又は維持できない場合、あるいは権限の取得又は維持が実行不可能である場合、当社が必要な権限を取得できない株式の発行及び売却をできなかったことについて当社が責任を負うものではなく、また、かかる株式に関連する報奨について、参加者に対し有償又は無償を問わず、運営者が改正又は解約することができる状況を構成するものとする。

9.8 報奨の前倒し 運営者は、なんどきでも、一部又は全部の制限又は条件を課すことなく、報奨の権利を即時に確定し、全て又は一部を行使可能とすることができ、あるいは、全て又は一部を実現可能とすることができる。

9.9 端株 端株を発行することはできない。また当社はその単独で絶対的な裁量権により、端株に代えて現金を付与すること、又は、かかる端株を切り下げることは是非について、判断するものとする。

## 第10条 雑則

10.1 雇用その他の地位に関する権利の不存在 なんびとも、報奨の付与を請求することはできず、報奨を付与される権利を有するものではなく、また、報奨の付与が、参加者に雇用継続の権利その他当社又は子会社とのいかなる関係の継続の権利を与えると解釈されるものでもない。当社及び子会社はなんどきでも、参加者を解雇し、又は参加者との関係を終了する権利を明示的に留保しており、報奨契約に明確に規定されている場合を除き、本プランに基づく責任を負わず又は請求を受けないものとする。

10.2 株主権の不存在；株券 報奨契約に従うことを条件に、いかなる参加者又は指定受益者も、報奨に基づき引き渡される株式に関し、かかる株式の登録株主となるまで株主としての権利を有さないものとする。本プランのその他の規定にもかかわらず、当社による別段の定めのない限り、あるいは、適用法の規定のない限り、当社は報奨に関連して発行される株式を証する株券を参加者に引き渡すことを求められることはなく、かかる株式を当社の登記簿（又は該当する場合、名義書換代理人若しくは株式プランの運営者）の登記簿に登録することができる。当社は、株券又は振替口座簿に、株式に適用される制限（制限株式に適用される制限を含むが、それに限定されない。）に言及する説明を載せることができる。

10.3 効力発生日及びプランの期間 本プランは、当社の株主の承認を受けた日（以下「効力発生日」という。）をもって発効する。本プランは効力発生日の10年目の応当日に失効し、それ以降、本プランに基づき報奨を付与することは

できないが、以前に付与された報奨の期間はかかる期日を超えることができ、本プラン及び適用される報奨契約の諸条件に基づき、効力を持ち続けるものとする。本プランが当社株主に承認されない場合、その効力は発生せず、本プランに基づき報奨が付与されることはなく、以前のプランがその条件に従い効力を持ち続けるものとする。

10.4 プランの改正 取締役会又はその報酬委員会は、なんどきでも、また時々において、本プランを改正、中断又は終了することができるものとする。ただし、(a)適用法に準じ株主の承認を必要とする改正は、取締役会及び当社株主の承認がなければ効力を有さないものとし、また、(b)全体の株式の上限数を増加する場合をのぞき、いかなる改正も、対象となる参加者の同意のない限り、当該改正日現在有効な報奨に基づき得られる経済的利益に重大な悪影響を及ぼしてはならないものとする。プランの中断期間中又はプラン終了後は、プランに基づき報奨を付与することはできない。プランの中断中又は終了後に未行使の報奨は、かかる中断又は終了前に効力を有していたと同じように、本プラン及び報奨契約により引き続き管理される。取締役会は、いかなるプランの改正についても、適用法に準じるために必要とされる株主承認を得るものとする。

10.5 米国外の参加者に関する規定 運営者は、米国外において勤務又は居住する米国民以外の参加者に対し付与された報奨について修正することができ、あるいは、税務、有価証券、通貨、従業員給付又はその他の事項に関する米国外の法域における法規制又は慣習の違いに対処するため、本プランのサブプラン又は手順を設定することができる。

#### 10.6 内国歳入法第409A

- (a) 総則 当社は、税務上の悪影響、利息又は罰則が第409A条に基づき適用されることのないよう、全報奨を第409A条に準じ、あるいはその適用から免除されるべく組立てている。本プラン又は報奨契約に矛盾する規定のある場合であっても、運営者は、参加者の同意なく、本プラン又は報奨を改正し、方針及び手順を採用し、あるいは、その他、(A)プラン又は報奨に第409A条が適用されないようにするための措置、又は、(B)(報奨の付与日以降に発令される法規制、コンプライアンス・プログラムその他解釈的権限を含め)第409条に準ずるための措置を講じることができる。当社は、第409A条その他に基づく報奨の税務上の措置について、いかなる表明又は保証も行わない。当社は、報奨に関する第409A条に基づく課税、罰則又は利息について、これらを守るためのいかなる義務も本10.6その他に基づき負うものではなく、また、報奨、報酬その他本プランに基づく給付が第409A条の目的上、不適合の「非適格繰延報酬」と判断され、課税、罰則又は利息の対象となった場合でも、当社は参加者又はその他何びとに対しても責任を負わないものとする。
- (b) 雇用からの離脱 第409A条に基づき、報奨が「非適格繰延報酬」の性質を有する場合、参加者の「雇用の終了時」におけるかかる報奨の支払又は精算は、第409A条に基づく課税を避けるために必要な限りにおいて、「雇用からの離脱」が、参加者の「雇用の終了」時又はその後発生するものであるか否かを問わず、参加者の「雇用からの離脱(第409A条における意味を有する。)」をもってのみなされるものとする。かかる支払又は給付に関連し、本プラン又は報奨契約の目的において、「終了」、「雇用の終了」又は同様の用語は、「雇用からの離脱」を意味する。
- (c) 特定従業員に対する支払 本プラン又は報奨契約に矛盾する規定のある場合であっても、(第409A条の定義する、また当社の判断による)「特定従業員」に対し、その「雇用からの離脱」により、報奨に基づき支払わなければならない「非適格繰延報酬」は、第409A条(a)(2)(B)(i)による課税を避けるために必要な場合、かかる「雇用からの離脱」直後から6ヶ月間(又は、特定従業員が死亡した日が早い場合はかかる日まで)支払いが延期され、(報奨契約に規定されているとおり)かかる6ヶ月経過直後の日又はその後運営上可能な限り速やかに、(無利息で)支払われるものとする。かかる報奨に基づき、参加者の「雇用からの離脱」後6ヶ月後以降に支払われる「非適格繰延報酬」は、通常の支払いスケジュールにより支払われるものとする。

10.7 証券取引所法第16条の「個人」に適用される制限 本プランのその他の規定に関わらず、本プラン及びその時点で証券取引所法第16条の対象となる参加者に付与される報奨は、同第16条(証券取引所法規則第16b-3への修正又はその承継規則を含む。)に基づき適用される免除規則に規定されている追加的制限の適用対象となるものとする。適用法において認められる場合、本プラン及び本プランに基づき付与される報奨は、適用されるかかる免除規則に準じるために必要な範囲において修正されているとみなされるものとする。

10.8 賠償責任の限定 本プランのその他の規定にもかかわらず、取締役、役員その他当社又は子会社の従業員として行為するいかなる個人も、クレーム、損失、損害賠償責任又は本プラン若しくは報奨に関連して発生した費用について、参加者、元参加者、配偶者、実質的受益者その他の者に対し、責任を負わないものとし、また、運営者、取締役、役員その他当社又は子会社の従業員である者は、かかる個人がその職能において締結した契約その他の文書を理由としてプランに関し個人的に責任を負うことはないものとする。当社は、本プランの運営又は解釈に関連し義務又は権限を付与又は委任された各取締役、役員その他当社又は子会社の従業員に対し、本プランに関連する作為又は不作為により発生する(弁護士費用を含む)一切の費用若しくは経費又は(当社が承認したクレームの和解費用を含む)賠償責任について、これらが、かかる者の自らの虚偽行為又は不誠実により発生した場合を除き、これを補償し、損害を受けないことを補償する。ただし、かかる個人は、自らが、自らのために対処し弁護を試みる前に、当社に対し、その費用負担により、対処しかかる者を弁護する機会を与えるものとする。

10.9 データ・プライバシー 報奨を受ける条件として、各参加者は、本項に規定されている個人データを、当社及びその子会社並びに関連会社が、当該参加者の本プランへの参加を実施し、運営し管理するという専らの目的において電磁的その他の方法で収集、使用、転送することに、明示的また明確に同意するものとする。当社及びその子会社並びに関連会社は、参加者について、氏名、住所及び電話番号；生年月日；社会保障番号、保険番号その他個人識別番号；給料；国籍；肩書；保有する当社又はその子会社及び関連会社の株式；報奨の詳細(以下「データ」という。)を含め、参加者に関する特定の個人情報を、本プラン及び報奨の実施、管理及び運営のために、保有することができる。当社及びその子会社並びに関連会社は、参加者の本プランへの参加を実施し、運営し管理するために必要なデータを、互いの間で転送することができ、また当社及びその子会社並びに関連会社は、プランの実施、運営、管理について当社を支援する第三者に対しかかるデータを転送することができる。かかるデータの受領者は、参加者の国又はその他の国に在する可能性があるが、参加者の国が受領者の国とは異なるデータ・プライバシー法やデータ・プライバシー保護策を有する可能性がある。報奨を受諾することにより、各参加者は、その本プランへの参加を実施、運営及び管理するために、かかる受領者に対し、当社又は参加者が株式の保管のために選択したブローカー又はその他第三者に対する必要なデータの転送を含め、電磁的その他の方法で、データを受領し、所有し、使用し、保持しまた転送することを許可するものである。当社は、本プランへの参加者の参加資格を取り消すことができ、またその単独の裁量権により、参加者は、本第10.0の同意を参加者が拒否又は撤回する場合、未行使の報奨について失権する場合がある。

10.10 可分性 本プランの一部又は本プランに基づきなされる行為が不法とみなされ、或いは、何らかの理由で無効とみなされる場合も、かかる不法性又は無効性が本プランのその他の部分に影響を及ぼすことはなく、本プランは、不法又は無効な規定が排除されたものとして解釈され実施されるものとし、不法又は無効な行為は無効となる。

10.11 管理文書 プランと報奨契約その他参加者と当社(または子会社)との間に交わされた文書に矛盾のある場合、当該報奨契約その他の文書が運営者により承認され本プランの特定の規定が適用されない旨明確に定められていない限り、本プランが支配する。

10.12 準拠法 本プラン及び全ての報奨は、デラウェア州以外の法域の法律の適用を求めるデラウェア州又はその他の州の法選択の原則に関わらず、デラウェア州の法律により支配され、それに従って解釈される。

10.13 クローバック規定 (参加者が報奨の受領又は行使により、あるいは、報奨の原資となる株式の受領又は転売により実際に又は構造上受領する手取金、利益又はその他経済的利益の総額を含む)全ての報奨は、インセンティブ報酬の払戻しについて規定する適用法又は当社の原則に準拠するために必要とされる限りにおいて、当社による取戻しの対象となる。

10.14 タイトル及び見出し 本プランのタイトル及び見出しは参照用であり、プランの内容と矛盾する場合は、タイトルや見出しではなく、プランの内容が支配する。

10.15 適用法の遵守 本プランは、必要な限り適応法を遵守するよう意図されていることを参加者は認識するものである。本プランに矛盾する規定のある場合であっても、本プラン及び全報奨は適用法に準拠することを意図した方法によってのみ管理される。適用法において認められる限り、本プラン及び全報奨契約は適用法を遵守する上で必要な場合修正されるものとみなされる。

10.16 他の給付との関係 年金、退職金、貯蓄、利益分配、団体保険、厚生その他当社又は子会社の給付プランに基づく給付金の決定において、本プランに基づく支払額は考慮に入れないものとする。ただし、その他のプラン又はかかるプランに基づく契約において明確に記載のある場合を除く。

10.17 ブローカーを介した売却 第9.5の最終文において支払うべきとされる額を含め、本プラン又は報奨に基づき、またそれらに関連し、参加者が支払うべき額について、ブローカーを介して株式を売却する場合、(a)ブローカーを介して売却される株式は、支払期日到来の初日、又はその後可能な限り速やかに売却されるものとし、(b)かかる株式は、本プランの他の参加者とのブロック・トレードの一部として売却され、全参加者が平均価格を受領し、(c)当該参加者はブローカー・フィー全額その他売却費用について責任を負い、また、報奨を受領することにより、各参加者はかかる売却に関連した損失、費用、損害、経費について当社を補償し、損害を受けまいようこれを補償するものとし、(d)当社又はその指定人が、支払われるべき金額を超えて売却手取金を受領する場合、当社はかかる超過金を、可能な限り速やかに当該参加者に対し、現金で支払い、(e)当社及びその指定人は、かかる売却について特定の価格で売却することを調整する責任を負わず、また(f)かかる売却手取金が、参加者の債務を充たすに不十分な額となった場合、当該参加者は、その債務の残余部分の支払に十分な現金について、要求のあった場合速やかに、当社又はその指定人に対し支払うものとする。

#### 10.18 内国歳入法第162(m) 報奨の制限

- (a) 各人への報奨の上限 本プランに矛盾する規定のある場合であっても、また、本第8条に規定される調整を条件とし、( )一暦年中に各人に付与されるオプション及び株式評価益受益権の総数の上限を500,000株とすること、( )制限株式、制限株式ユニット、パフォーマンス株式、又は現金報奨について、業績連動型報酬とみなされ、株式数で表記される全報奨に関し稼得されることのできる株式の上限を一暦年につき500,000株とし、また、( )業績連動型ボーナス報奨により、(現金、株式又はその組合せにより)支払われる総額は、一暦年中1人当たり10,000,000ドルとする。ただし、株式建ての1つ以上の報奨に関し、当社の一暦年中、いかなる者に対しても、全体株式上限数を超えて付与されることはないものとする。内国歳入法第162(m)において求められる場合、キャンセルされる報奨の原資となる株式は前述の報奨上限数に継続して含まれるものとする。本第10.18(a)において、報奨の原資となる各株式(全額報奨を含む。)は、特定の上限数の算定において1株として数えられる。参加者が当社及び/又はその子会社での勤務を開始した暦年中については、全体株式上限数を除き、本項に規定される各上限数に2を乗じた数字をかかると参加者に付与される報奨についての上限数とする。
- (b) 委員会の構成 業績連動型報酬として適格であることを意図されている報奨の場合、内国歳入法第162(m)の意味における「社外取締役」である取締役2名以上によってのみ構成される委員会を、かかる報奨の運営者とする。ただし、委員会の構成員が内国歳入法第162(m)の意味における「社外取締役」の条件を満たさないとされた場合でも、当該委員会により付与された報奨が本プランにおいて有効に付与されたものである場合、無効となることはない。
- (c) 業績連動型報酬 運営者は、その単独の裁量により、報奨の付与时又はその後、かかる報奨が業績連動型報酬として適格であることを意図されたものかを決定することができる。疑義を避けるため、本プランにおいて、運営者は、報奨が業績連動型報酬を構成するような方法で報奨を組み立てることを求められることはなく、その単独の裁量により、業績連動型報酬を意図しない報奨を自由に付与することができるものとする。本プランのその他の規定にもかかわらず、また運営者による別段の取決めがある場合を除き、業績連動型報酬として適格であることを意図されているいかなる報奨も、内国歳入法第162(m)に規定される業績連動型報酬として適格であるために必要とされる追加制限の適用を受けるとし、また、本プラン及び当該報奨契約は、かかる要件に従うために必要な限りにおいて修正されているとみなされる。さらに、業績連動型報酬として適格であることを意図された制限株式報奨、制限株式ユニット報奨、パフォーマンス株式報奨、業績連動型ボーナス報奨その他株式又は現金報奨は、以下の規定に従うものとするが、本プラン又は報奨契約に矛盾する規定のある場合は、かかる規定が適用されるものとする。
- ( ) 内国歳入法第162(m)(4)(c)の条件に従う上で必要な限りにおいて、運営者は、業績連動期間の開始90日後まで、又は特定の会計期間若しくは勤続期間(あるいは内国歳入法第162(m)により求められる場合それより早い期日)までに、書面により、(a)かかる報奨を受領する参加者を指定し、(b)当該業績連動期間に適用される業績基準(かかる業績基準は、業績基準の定義において規定された特定の業績目標に限定され

る。)を選択し、(c)業績目標(及び除外項目)、並びに、該当する場合は業績基準に基づき当該業績期間中に稼得される可能性のある報奨の額を設定し、(d)業績基準並びに業績目標及び、該当する場合は、当該業績期間に参加者が稼得する報奨額の関係について明確にするものとする。

- ( ) 各業績期間の終了後、運営者は書面により、当該業績期間中に業績目標が達成されたか、またその達成度について証明するものとする。当該報奨に基づき稼得される額を決定するに当たり、運営者は、当該業績期間における個人の業績又は会社の業績の評価を含め、運営者が適切とみなす追加要因を考慮に入れるため、一定の業績レベルにおいて支払われる額を削減又は除去(ただし増加ではない。)する権利を有する。
- ( ) 付与時における運営者による特段の規定がない限り、参加者に支払われる業績連動型報酬として意図される報奨に関する業績基準は、適用会計基準に基づき決定される。この目的における「適用会計基準」とは、米国において一般に認められた会計原則、国際会計基準又はその他米国の連邦取引所法に基づく会計原則若しくは基準を意味する。
- (iv) 本プランの第8条又はその他の条項に規定される調整又は措置も、かかる調整又は措置により、当該報奨が業績連動型報酬として適格ではなくなるような場合は認められないものとする。ただし、運営者が当該報奨が業績連動型報酬として適格とされるべきではないと判断する場合を除く。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

### 第2【統合財務情報】

該当事項なし。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

## 第三部【追完情報】

### 1 外国会社報告書の提出日以後に生じた重要な事象

該当なし

### 2 本有価証券届出書に組み込まれる外国会社報告書の事業年度末（2018年12月31日）以後の資本金の増減

年月日	資本金(普通株式及び払込剰余金)	
	増減額	残高
2019年12月31日		5,916百万米ドル
2020年12月31日	255百万米ドル	6,171百万米ドル

### 3 外国会社報告書の提出日以降における事業等のリスクに関する変更

2020年4月10日提出の外国会社報告書及びその補足書類に記載されている「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」及び2020年9月10日提出の外国会社半期報告書及びその補足書類に記載されている「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」については、その全てが以下の記載の通り変更された。以下の記載は、2021年2月4日に当社が米国証券取引委員会に提出した2020年12月31日を最終日とする事業年度に係る10-K様式による年次報告書（以下「Form 10-K」という。）から抜粋したものである。なお、Form 10-Kの提出日から本書提出日までの間において、以下に記載する「事業等のリスク」について変更は生じていない。

本書並びに上記外国会社報告及び外国会社半期報告書に記載されている将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものである。

以下に掲げる議論は、当社にとって最も重大であると考えられるリスク要因について注意を喚起するものである。

#### 世界経済及び公衆衛生上の危機に関連するリスク

\* 当社の業績は、世界の経済状況、政治状況、規制状況、国際貿易及びその他の外部状況の動向と変化により影響を受ける。

当社は70を超える国々で事業を営み、収益の約60%を米国以外から得ていることから、当社の事業は世界において競争しなければならず、また、特定の国・地域又は当社が事業を展開する様々な産業における、金融市場の混乱、景気後退、関税等の貿易制限を課すなど貿易協定に影響を及ぼす政府の行動とそれに対する報復措置、政府の赤字削減その他緊縮財政政策；特定の国・地域における社会状況、政治状況又は労働状況；資金の調達状況やコスト、金利における変更、又は為替規制、利益の本国送金その他当社が事業展開する法域の法規定における好ましくない変更など、当社の支配が及ばない地政学的なリスクを孕んでいる。気候変動並びに関連する環境規制及び社会規制は、自然資源の利用及び費用、エネルギー源及び供給、製品の需要及び製造、並びに個人及び当社が事業を展開するコミュニティの健康と幸福の側面において、当社又は顧客やサプライヤーに悪影響を及ぼす可能性がある。

\* 当社は、新型コロナウイルス（COVID-19）による感染症の世界的パンデミックをはじめ、公衆衛生上の危機に関連するリスクにさらされている。

当社はグローバル企業として、COVID-19による感染症の世界的パンデミックといった公衆衛生上の危機に係るリスクの影響を受ける。パンデミックの発生により、経済及び需要の不安定性が著しく増している。さらに、COVID-19の広がりを抑えるため公共及び民間セクターが講じている旅行規制やリモート勤務の採用等の方針や取組が当社の事業運営に影響をもたらしている。この困難で激動する状況にあって、当社は引き続き、世界中の当社の工場及び流通センターで働くおよそ5万人の安全を確保し保護することを含め（これら5万人の多くが世界的パンデミックに立ち向かう上で極めて重要な製品の製造と配送を担っている）、従業員及び公衆を守り、事業の継続性を保ち、事業運営を維持すべく取り組んでいる。COVID-19による呼吸装置、医療用マスク及び業務用洗浄液等の製品に対する世界的需要は、当社のサプライチェーンに影響を及ぼした。他の製造業者の能力と合わせ、当社は世界中の施設において生産を加速させているものの、業界全体の抱える問題として、N95マスク及びその他のマスクの提供力が世界の需要に今も追いついていない。当社は世界中の地域や国々において、政府、販売業者その他と協力し、緊急性の高い顧客や公衆衛生ニーズに対する供給を優先させるよう努めている。当社の製造、サプライチェーン及び販売手順は、例えば、アメリカ合衆国連邦緊急事態管理庁が国防生産法に基づき発令する命令を優先する必要性の影響を受けることとなった。さらに、貿易障壁、輸出制限その他類似する措置を中央政府が課すことにより、当社が生産するものも含め、最も必要とされる分野に届けられるべき個人防護具（PPE）の供給が悪影響を受けている。COVID-19はまた、サプライヤーや取引先が製品やサービスを当社に供給する上で影響を及ぼしている。これらCOVID関連要因の一部は、特定の3M製品に対する需要を高めたものの、その他においては、一部のエンドマーケットからの需要が低下しており、また、当社による顧客へのサービス提供をより困難とさせる場合もある。当社のN95マスク

をめぐり、価格釣り上げ、偽造その他不法行為や詐欺行為の報告があることを受け、当社は複数の州で訴訟を起こしており、また、当社のブランド、信用を損ない、他人を詐取しようとする者から公衆と当社を守るため、州、連邦及び国際的執行機関と引き続き連携している。さらに、COVID-19は、経済成長、金融資本市場の適正機能、外国為替レート、金利にもたらす悪影響を含め、感染の広がった国々における幅広い経済活動に影響を及ぼしており、今後一層影響を及ぼす可能性がある。例えば、COVID-19は、世界における資本市場の混乱と不安定性を引き起こしており、資本コストを引き上げ、資本へのアクセスに悪影響を及ぼす可能性がある。世界では経済活動が再始動している地域もあり、今後当社にとっても他社においても、職場の安全が重要課題となっていくであろう。職場に従業員が戻るプロセスにおいて、COVID-19の検査、体温チェック、感染追跡など、従業員及び契約業者のデータを収集することについて、当社は、さらなるプライバシー及びデータセキュリティのリスクに直面する可能性がある。COVIDをめぐる状況変化のスピードも範囲も目まぐるしく、また、かかる状況がどの程度続くのか、回復時期はいつになるか不明なため、当社は現時点において、COVID-19パンデミックが当社の連結経営成績又は財務成績にどの程度重大な影響を及ぼすのか予測することはできない。

\* 外貨換算レート及びその変動は、売上高や収益の予想成長率の達成に影響を及ぼすことがある。

当社の財務書類はドル建てであり、収益の約60%を米国以外から得ているため、外国通貨に対する著しい米ドル高は、売上高と収益の予想成長率の達成に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 法的手続き及び規制手続きに関連するリスク

\* 当社はフルオロケミカル(フッ素系化学薬品)に関連する損害賠償問題を抱えており、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、当社が製造し、総称して「PFAS」として知られる幅広いグループのペルフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質の環境及び人体に対する影響を調査する様々な自治体、州、連邦(主に米国環境保護庁(EPA))及び海外の諸機関に対し、自発的に協力してきた。PFASグループには、耐油性、耐水性、耐温度性、耐化学物質性、耐火性といった特徴や、電気絶縁性といった特徴を有するなど、様々な耐性を有する化学物質及び材料の категорияと種類が含まれる。炭素-フッ素結合の強度は、これら化合物の質が容易に低下しないことを意味する。この特徴により、PFASは、携帯電話、タブレット、半導体等の電子機器の製造にとって重要なものとなった。PFASはまた、手術衣や外科用ドレープといった製品の感染を防ぐためにも使われる。民間航空機及び低排出ガス車もPFAS技術に依存している。PFAS化合物は、3Mを含め様々な企業が製造しており、日常的な製品に使われている。科学及び技術が進化、前進し、PFASが長期間にわたり蓄積する可能性があるという知識と理解が出てきたことへの対応として、当社は、2000年、世界におけるペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)の製造を自主的に段階的に中止していくことを発表した。当社は特定の駆散薬及び界面活性剤の製造に使用されていた物質の製造を段階的に中止することとしたが、米国内での製造中止の大部分は2002年末までに完了した。製造中止となった製品には、水性膜形成フォーム(AFFF)や食品包装用コーティング剤等が含まれた。当社は、PFAS関連の様々な製品及び化合物に関する訴訟の被告となっており、また様々な法域において、PFASの製造と使用に関連し、提起前のもの及び提起済みのものを含め損害賠償請求や、政府の規制上の手続き及び調査の対象となっている。これらの事項が1つでも不利な結果に終わった場合、当社の財務成績に重大な影響が及ぶ可能性がある。例えば、2018年度第1四半期、当社は、地下水、表流水、魚又はその他の水生生物及び同州の堆積物中に存在するPFASに関連しミネソタ州から提起された事項の解決に関連し、弁護士費用その他関連する債務を含め、897百万ドルの税引前費用を計上した。PFASに関連する政府の調査又は訴訟により、損害賠償又はその他の費用、民事又は刑事手続き、罰金及び違約金、あるいはその他の救済策が必要となる可能性があり、また、当社の製造施設等における放出に対する禁止その他を含め、今後当社の事業運営に対する制限又は追加費用が発生する可能性がある。

\* 当社の将来の業績は、製造物責任、反トラスト、知的所有権、環境問題、税、海外汚職行為防止法及びその他賄賂・汚職防止法、米国通商規制の遵守、米国食品医薬品局(FDA)及び類似の諸外国機関の規則、虚偽請求取締法、反キックバック法、サンシャイン法を含む米国連邦医療プログラム関連法規制、又はその他事項を含む、提起済みか否かを問わず様々な法規制上の手続き及び法遵守上のリスクにより影響を受けることがある。法遵守上のリスクにはまた、当社のサプライヤー、取引先、又は流通パートナーが、当社の「サプライヤー責任規範」、業務履行要件又は法的要件と相容れない商慣行を有するといった第三者リスクも含まれる。

規制事項も含め、訴訟結果は確実な予想が難しい場合が多いため、これらの法的手続きの結果は当社の予想と異なることがある。当社は一般賠償責任保険に加入しているが、これらリスクの結果生じる損害賠償額が保険の対象とならない場合があり、又は保険による補償額を超える可能性がある。様々な要因又は展開により、当社は現在の債務見積りと適用される場合の関連保険金受取額を変更すること、あるいは重大な司法裁定若しくは判断、重大な和解、重大な規制上の展開又は適用法の改訂等、以前は合理的な見積りの余地がなかった事項の見積りを行うこと、が可能になる。将来の不利な判決、和解又は望ましくない展開の結果、特定の期間において当社の経営成績又はキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす将来の費用が発生することがある。さらに、製造物責任、環境問題、医療安全又はその他前述の問題に関連して当社に悪評が立った場合、当社の信用が損なわれる可能性がある。

#### 当社の製品及び顧客の嗜好に関連するリスク

\* 当社の業績は競合的状況と顧客の嗜好により影響を受ける。

収益と利益率に影響を及ぼす当社の製品に対する需要は、(i) 競合製品の開発と発売時期、(ii) 競争力を維持するための値下げへの当社の対応、(iii) 顧客の在庫維持水準の変更、公表された価格変更に影響される顧客の購入時期の変更等の顧客の注文パターンの変化、当社のインセンティブ・プログラムの変更、又はインセンティブ目標を達成する顧客の能力、(iv) 当社の競合企業が提供する製品の成功を含む、当社の製品に対する顧客の嗜好の変化及び当社の製品の一部についての需要に影響する顧客の製品デザインの変更、並びに(v)人工知能、ブロックチェーン、拡張アナリティクス及び利用可能なデータ量の増加によるその他学習機能の強化といった革新的技術に関連する事業環境の変化により影響を受ける。

\* 当社の成長目標は、当社が新製品の流通ルートを継続的に更新すること及びこれらの製品を市場に送り出す能力を含め、新製品の提供の時期及び新製品に対する市場の受容に大きく左右される。

これらの能力は、商品として生き残れる新製品の見極めが出来ない、適切な知的所有権保護の取得が出来ない、新製品が市場に受容されない、といった製品開発の困難性又は遅れにより悪影響を受ける。新製品が商業的に成功するとの保証はない。

\* 当社の将来の業績は、不足、需要増、供給中止、製造施設における中断、天災及びその他の混乱要因による材料に係る脆弱性並びに購入部品、化合物、原料及びエネルギーの原価及び入手可能性の変動に左右される。

当社は、製品の製造用に他から供給される様々な部品、化合物、原材料及びエネルギー(石油、天然ガス及びその派生品を含む)に依存しているが、これまで、サプライヤーの原料不足、気候の影響、自然その他の災害及び他の混乱事由によりサプライヤーとの関係が中断したことがあり、将来においても、かかる中断が起き、あるいはサプライヤーとの関係が終了することがあり得る。適切な供給が継続的に中断される場合、又は主要な製造施設の稼働が中断した場合、当社に重大な悪影響が及ぶことがある。さらに、当社は部品及び材料の価格変動を最小限に留める措置をとっているものの、価格変動を当社が成功裏に統制出来るという保証はなく、また、将来の価格変動又は不足が当社に重大な悪影響を及ぼさないとの保証もない。

#### 当社の事業に関連するリスク

\* 当社は、事業転換の一環として、今後数年間にわたり全世界で展開予定であるエンタープライズ・リソース・プランニング・システム(「ERPシステム」)の段階的实施を含め、事業を行っていく上で情報技術システムを活用している。セキュリティ違反その他当社のITインフラ障害により事業に支障が出ることで、当社や顧客、サプライヤー、従業員の機密情報が漏洩し損害賠償のリスクを負うこととなり、当社の事業や信用が損なわれる可能性がある。

当社の通常の事業において、電子情報を処理、送信、保存し、また、様々な事業を管理、サポートして行く上で、一元管理とローカル管理によるITネットワークとシステムは不可欠であるが、その一部はベンダー及びその他の第三者が提供し、ホストであり、又は管理している。さらに、当社は、事業上の専有情報ははじめとするデータを収集しており、一部事業の過程において、プライバシー及びセキュリティに関わる法規制や顧客の管理統制の適用を受ける秘密情報や個人情報にアクセスできる。当社では、(従業員や第三者に対するトレーニング、ネットワーク及びシステムのモニタリング、パッチ、メンテナンス、並びにシステム及びデータのバックアップを含む)

サイバーセキュリティ対策及び事業継続措置を講じているものの、当社のベンダー及び第三者サービスプロバイダーのセキュリティ・リスク、国家アクターを含む脅威アクターの攻撃によるセキュリティ違反、損害、混乱又はシャットダウン、コンピューターウイルス、ハードウェア、ソフトウェア及びシステムの脆弱性、ランサムウェア、サービスプロバイダー若しくはクラウドプロバイダーにおける障害又はセキュリティ違反、従業員によるエラーや不正行為、停電、通信設備や共益設備の障害、システム障害、自然災害や大惨事に対し、当社のITネットワーク及びインフラが依然脆弱である可能性がある。当社ではパンデミックにより、リモート勤務を一層採用しているが、そのため、当社のITネットワーク及びインフラはさらなる脅威にもさらされる可能性がある。サイバーセキュリティ対策を講じているものの、セキュリティの脆弱性が長期間、時には数年間、検知されないままとなる可能性もある。当社のITインフラには、これまでも、脅威と障害が発生し、また今後も発生することが予測されるが、これまでのところ、当社に重大な影響は及ぼしていない。かかる脅威又は障害により、法的申立てや訴訟、プライバシー保護関連法制に基づき損害賠償や罰金が発生し、当社の事業が中断し、当社の信用が損なわれるなど、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。当社では、サイバーセキュリティ上及び事業継続上の様々なリスクに対し保険に加入しているが、発生したコスト又は損失の全額に対し保険が適用される保証はない。

\* **ポートフォリオの管理及びその他の事業戦略、並びに見込まれる組織再編による買収、戦略的提携、事業売却、及びその他の異常事象により、将来の業績は影響を受ける可能性がある。**

当社は、事業構成と組織構造を注意深く観察し、買収、戦略的提携、事業売却及び組織構造の変更を行なって来たが、今後もこれらを継続して行うことがある。医療技術の世界的大手企業であるアセリティ・インク及びそのKCI子会社について最近完了した買収等を含め、事業買収に関しては、将来の業績は取得事業の迅速な統合と予想されたシナジー効果の実現についての当社の力量に影響を受ける。当社は、世界の顧客及び市場によりよく対応するため、2019年4月に、事業セグメントを5つから4つに再編した。この事業の再編、関連する当社ポートフォリオと事業運営モデルの調整、並びにその他組織再編を成功裏に実行することが、当社の将来の業績に重要である。

\* **当社の将来の業績は、生産性の向上が予想を下回るといったシナリオを含め、事業運営の実行状況に影響を受けることが考えられる。**

当社の財務成績は、その事業実行計画を成功裏に実行することにかかっている。当社は、リーン・シックス・シグマ等、様々な手段を駆使してグローバル事業の転換に取り組んでいる。事業の転換とは、顧客に対しよりスピーディ且つ効率的に対応しつつ、経営効率と生産性の向上を図るため、全社に亘りプロセスや社内外のサービス体制を見直し、より効率的な事業モデルへ移行することと定義される。かかる移行は、全世界において数年にわたり実施中であるエンタープライズ・リソース・プランニング(ERP)システムの段階的实施により可能となるものである。しかしながら、予想される生産性の向上が全て実現するとの保証はない。また、事業モデルやその他の変更に対応する力や、顧客のニーズや求められるサービスに応えるための機敏性は重要であり、それらが成功しなければ、新規事業を獲得し、売上と3Mブランド力を高める当社の力が損なわれる可能性がある。顧客サービス、変化の速度及び生産性の向上に関する課題を含め、事業運営上の課題は、当社の事業、財務状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

#### **金融市場及び資本市場並びに税務事項に関連するリスク**

\* **当社の確定給付型年金制度及び退職給付制度は、金融市場リスクの影響を受け、そのため、当社の業績が悪影響を受ける可能性がある。**

当社の確定給付型年金制度における積立債務は、金融市場の業績やディスカウント・レートにより影響を受ける。市場金利が大きく変動した場合、年金資産の公正価値が減少した場合、年金資産による投資に損失が出た場合や、確定給付型年金制度の積立に関連する法令の変更があった場合、当社の積立債務が増加し、経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響が及ぶ可能性がある。

\* **当社の信用格付に変更があった場合、資金調達コストが増加する可能性がある。**

当社の信用格付は、3Mの資金調達コストにとって重要である。主要格付機関は定期的に当社の信用プロフィールを評価しており、3Mの債務についてランク付をしている。かかる評価は、財務状態の健全性、事業及び財務面でのリスク、格付機関に対する透明性、適時の財務報告など、数多くの要因に基づいている。当社は現在、ムーディー

ズ・インベスターズ・サービスからは「A1」(見通しはネガティブ)を取得しており、スタンダード・アンド・プアーズ社からは「A+」(見通しはネガティブ)を取得している。こうした格付により、3Mの借入コストは低い水準に抑えられ、数多くの貸し手からの資金調達が可能となっている。当社の資本構成にさらにレバレッジを加えることにより、将来における3Mの格付が変わる可能性がある。健全な投資格付水準を維持することが出来なかった場合は、当社の資金調達コスト、流動性、資本市場へのアクセスに悪影響が及ぶ可能性がある。

\* 税率、税法若しくは税規制の変更があった場合、当社の財務結果に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社の事業は、税率、税法及び規制、税務調査、税務審査及び執行のあり方に影響を及ぼす米国及び海外の管轄区域における政治環境の変化など、税務関連の外部条件の影響を受ける。さらに、米国の税改革法による規制動向を含む税法の変更及び/又は諸外国の規制の変更により、当社の連結損益計算書に計上される税務費用又は利益が発生する可能性がある。経済協力開発機構(OECD)の提供する税源浸食と利益移転(BEPS)統合フレームワークに関連し、複数の管轄区域の課税権の決定及び特定の種類の所得に適用される税率は変更される可能性がある。規制変更の不確実性及びその他前述の税務関連の要因により、現時点では、これらの措置が当社の財務諸表に及ぼす最終的影響を見積もることはできない。

### 市場リスクに関する定量的・定性的開示

当社は、外国為替相場、金利及びコモディティ価格の不利な変動による損失リスクに起因する市場リスクを抱えている。これらの要素が変動することにより、当社の経営成績及び財務状態に影響が及ぶ可能性がある。経営幹部は、リスク管理及びデリバティブ活動について監視し、当社の一定の財務リスク政策と目標を決定し、デリバティブ商品の活用について指針を出す。また、統制及び評価、リスク分析、取引先信用承認並びに監視と報告に関わる一定の手順についても策定する。

当社は、金利スワップ、通貨スワップ、並びに先渡契約及びオプション契約における相手先の契約不履行により、貸倒損失を被る可能性がある。しかしながら、当社のリスクは商品の公正価値に限定されている。当社は、信用承認及び信用限度額を活用することにより、また、国際的な大手銀行や金融機関を取引先とすることにより、積極的に信用リスクに対するエクスポージャーを監視している。当社はこれら取引先が契約不履行となるとは予想していない。

#### 外国為替相場の変動リスク

外国為替相場及びその変動により、当社の海外子会社における純投資額が影響を受け、また、外貨取引に関連するキャッシュ・フローが増減する可能性がある。また、外貨建利益を米ドルに換算する上でのリスクも抱えている。当社は外貨建のキャッシュ・フローに対する為替変動の影響をヘッジするため、為替先渡契約及びオプション契約を締結している。これらの取引は、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されている。当社は、これらのキャッシュ・フロー・ヘッジ関係を、予定取引が生じる前に指定解除する場合がある。予定取引に係る将来キャッシュ・フローの変動エクスポージャーをヘッジする最長期間は36か月である。また、当社は、一部の会社間財務バランスを含め、様々な非機能通貨建項目の価値における変動の影響を相殺するため、ヘッジ関係において指定されない為替契約を結んでいる。当社はまた状況に応じて、海外事業における当社の純投資額部分をヘッジするため、為替先渡契約及び外貨建債務を活用している。2020年12月31日現在、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は純投資に対するヘッジのいずれかとして指定された為替先渡契約及びオプション契約の名目元本総額は、米ドルに換算して、23億ドルであった。2020年12月31日現在、ヘッジ手段として指定されていない為替先渡契約及びオプション契約の名目元本総額は、米ドルに換算して、32億ドルであった。さらに、2020年12月31日現在、当社は、一部純投資に対するヘッジにおいて非デリバティブ・ヘッジ商品として指定された外貨建債務について元本で35億ユーロを保有していた。

#### 金利の変動リスク

当社は、発行済み又は将来発行予定の債券により、金利の変動による影響を受ける可能性がある。当社は、固定利付債と変動利付債を組み合わせ、金利リスク及び支払利息を管理している。さらに、当社は、公正価値ヘッジ

と指定され適格とされる金利スワップを締結する場合がある。これらの契約に基づき、当社は、合意された名目元本をもとに計算された固定金利及び変動金利の差額を指定した間隔で交換することに合意している。2020年12月31日現在、当社の金利スワップの名目元本総額は、（開始日現在の為替レートによる）米ドルへの換算後、403百万ドルとなった。

#### コモディティ価格の変動リスク

当社は、コモディティ価格の変動リスクを、交渉による供給契約及び価格保護協定を通して管理している。ヘッジ会計の要件を満たす取引の時価評価による損益は、有効な範囲においてその他の包括利益に計上され、ヘッジ対象の取引が利益に影響を及ぼした期間の売上原価に組替えられた。

#### 最大損失予想額

最大損失予想額分析は、為替相場、金利及びコモディティ価格の変動に対する当社の感度を評価するため、年に一度行われる。モンテカルロ・シミュレーション・テクニックにより、2020年12月31日現在当社が保有する債券、金利デリバティブ商品並びに外国為替及びコモディティ・エクスポージャーに関する税引後利益に対する影響が査定された。モデル（第三者銀行のデータセット）では、12か月のモデル対象期間に対して95%の信頼係数が使用された。為替レートの変動に対するエクスポージャーについては9つの通貨を分析し、また、2つの通貨に係る金利、5つの商品に関連するコモディティ価格を分析したが、かかる分析は当社の将来の経験について示すことをその趣旨としていない。また、外国通貨ヘッジについてはこのモデルに含まれていないが、これはかかるヘッジ取引を反映させた場合でも業績に重大な影響はないと考えられるためである。以下の表は、当該エクスポージャーに関連する税引後利益に対する潜在的なマイナス及びプラスの影響をまとめたものである。

	税引後利益へのマイナス効果		税引後利益へのプラス効果	
	2020	2019	2020	2019
（単位：百万ドル）	2020	2019	2020	2019
為替相場	(169)	(133)	175	137
金利	(1)	(11)	2	10
コモディティ価格	-	(2)	-	1

全世界における購入部品及び材料に関連するエクスポージャーは、毎年、年度末に分析されている。1%の価格変動により、1年につき約70百万ドルの税引前コストの増減が生じる程度である。全世界におけるエネルギー・エクスポージャーの規模は、10%の価格変動により、1年につき税引前で年間約40百万ドルの税引前コストの増減が生じる程度である。全世界におけるエネルギー・エクスポージャーには、当社の生産施設等において使用される電気、天然ガスを始めとするエネルギー費用が含まれる。

## 5 訴訟

以下は、2020年12月31日に終了した事業年度に係るForm 10-Kからの抜粋である。

#### 無条件購入義務：

無条件購入義務とは、商品又はサービスを購入する執行可能で法的拘束力のある契約（取消不能又は一定の状況においてのみ取消不能）と定義される。当社は、2020年12月31日現在の無条件購入義務コミットメント総額（1年超の契約について）を985百万ドルと見積もっている。年毎の支払は、2021年（294百万ドル）、2022年（328百万ドル）、2023年（216百万ドル）、2024年（95百万ドル）、2025年（46百万ドル）及び2026年以降（6百万ドル）と見積られる。これらのコミットメントの多くは、顧客に販売される製品又はサービスの利用可能性を確保するために3Mが支払いを保証する契約の受注又は支払いに関するものである。当社は、これらの無条件購入義務に対して対価（製品又はサービス）を受け取るとを予想している。購入義務の金額は、将来の購入予定額の全額を示すものではなく、当社が契約上義務付けられている

もののみを示している。3Mの製品及びサービスの大半は、無条件のコミットメントなしに、必要に応じて購入される。このため、これらの金額は、当社の購入に関連する将来のキャッシュ・アウトフローの予想を示すものではない。

#### 製品保証/保証：

流動負債及び固定負債の一部として連結貸借対照表に計上された3Mの製品保証引当金は、2020年12月31日現在で約46百万ドル、2019年12月31日現在で51百万ドルと見積もられている。当社は、連結経営成績及び財務状態に重大な影響を及ぼしていないと考えるため、製品保証に関するさらなる情報は開示していない。第三者との借入金及びその他の保証契約の3Mの保証の公正価値は重大ではない。

#### 関係者活動：

3Mには重要な関係者活動はない。

#### 法的手続き：

当社及び一部の子会社は、主に米国内における数々の賠償請求及び訴訟、並びに米国外における規制手続きに關与している。これらの賠償請求、訴訟及び法的手続きには、(当社が現在製造・販売している又は過去に製造・販売を行った製品に関する)製造物責任、知的財産、商法、独占禁止法、連邦虚偽請求取締法、証券並びに州及び連邦環境法が含まれるがこれらに限られない。別途記載のない限り、当社は下記のすべての訴訟及び法的手続きに対して強固に抗弁している。随時、当社は、様々な政府当局から召喚状又は情報要請も受けている。当社は、これらの召喚状及び要請に通常、協力的、完全かつ適宜な方法で対応する。これらの対応には時間と労力が必要な場合があり、当社に大幅な費用が生じることになる場合がある。かかる召喚状及び要請は、当社その他に対する、請求の主張又は行政上、民事若しくは刑事上の法的手続きの開始、並びに和解につながる可能性もある。法的手続き及び規制上の事項の結果はしばしば予測が困難である。当社の運営又は活動が適用ある法律又は規制を遵守していない又はしていなかったと決定された場合、罰金、民事若しくは刑事罰、並びに不正利息返還、停止若しくは締め出し又は差止救済を含む、衡平上の救済という結果となる可能性がある。

#### 法的手続きに関する債務の開示及び記録の手続き

多くの訴訟及び請求は、原因、科学的証拠及び実際の損害に関する極めて複雑な問題を含んでおり、これらは全て、その他かなりの不確実性にさらされている。訴訟及び請求の査定には、将来の事象に関する一連の複雑な判断を伴うことがあり、見積り及び仮定に大きく依存することがある。法的手続きに関連する債務の計上の決定を行う際、当社はASC450「偶発事象」及び関連する指針の要件を遵守し、当該損失額を合理的に見積もることができ、かつ、債務の発生の可能性が高い場合には、債務を計上する。起こりうる損失の合理的な見積りに幅がある場合、当社は、損失の最も可能性の高い見積り、又は、1つの最善の見積りがない場合はその範囲の下限を、見越し額として財務諸表に計上する。当社は、見積り可能な場合に確定した見積りを超過して起こりうる損失額若しくは損失の範囲を開示するか、又はそのような見積りを行うことができないと記載する。当社は、たとえ債務が見込めない場合若しくは債務額が見積り不可能であっても、又はその両方でも、損失が発生する可能性が少なくとも合理的であると当社が考える場合、重要な法的手続きを開示する。

訴訟に内在する不確実性があり、不利な判決又は進展が生じる可能性があるため、当社が現在計上されている債務を超える費用を最終的に負担しないという確実性はない。記載されている事項の多くは、予備的な段階にあるか、又は不確定な損害賠償額を求めるものである。請求が長年にわたって解決されることも珍しくない。これらの事項のうち1つ以上に關する将来の不利な判決、和解、好ましくない展開、又は未払費用の増加は、それらが計上された期の当社の経営成績又はキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性がある将来の費用につながる可能性がある。当社は、すべての法的手続きの影響を見積もることはできないが、現時点では、当社は、法的手続き又は将来の費用の最終的な結果があつたとしても、当社の連結財務状態に重大な悪影響を及ぼすことはないと考えている。当社は、実績及び進展に基づき、每期、発生する可能性のある債務並びに関連費用及び債権の見積りを再検討し、以前に見積りが不可能及び/又は発生の可能性がないと判断された債務を見積もることができるかを再検討する。適切な場合、当社は、その見積り債務に追加又は修正を加える。その結果、当社の連結財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローに及ぼす潜在的な影響の現時点での見積りは、将来変更される可能性がある。

#### 法的手続きに係る保険債権の開示及び計上の手続き

当社は、保険債権を、除外条件、同等保険契約の關連する法解釈、類似請求の実績並びに請求の性質及び残存補償範囲の査定を含む多くの保険契約の条項の分析に基づいて見積っており、回収が見込まれると判断した金額を計上している。当社が見越し額を財務諸表に計上している被保険法的手続きにおいては、当社の保険契約により回収が見込まれる保険金額についても債権を計上している。債務が発生する可能性が高くないか、若しくはその金額を見積もることができないた

め、又はその両方であるため、当社が見越し額を計上していない被保険事項について、当社が自己の弁護のために費用を負担した場合には、当社は、発生した費用に対して回収が見込まれる保険金額について債権を計上する。

以下の項目では、まず、当社が関与する重要な法的手続きについて記載し、次に、その重要な法的手続きに関して当社に発生した債務及び関連する保険債権について記載する。

#### 呼吸マスク/アスベスト訴訟

2020年12月31日現在、当社は、複数の共同被告と共に、様々な裁判所において原告約2,075名を代表する数多くの訴訟の被告となっている。2019年12月31日現在係属中の訴訟における原告者数は約1,727名であった。

係属中又は当社が和解に達した訴訟及び賠償請求の大半は、当社の一部呼吸マスク製品を使用したとし、他の被告が製造した製品に含まれる、あるいは通常職場に存在するアスベスト、シリカ、石炭の灰又はその他の業務上の粉塵に職場でさらされることにより身体的被害を受けたとして、当社及び他の被告に損害賠償を求めるものである。2020年末、炭鉱粉塵にさらされたことによる傷害を主張する件数は増加した。また、訴訟及び賠償請求の一部には、当社が以前製造した製品(特定されないことが多い。)若しくは他の被告が以前製造した製品に業務上さらされたことにより、あるいは当社の建物内でアスベストにさらされたことにより、身体的被害を受けたとする申立てに係るものがある。

現在当社が抱える新規及び係属中の件数は2003年のピーク時に比べ大幅に減少している。当社は、健全な原告による今後の申立ての件数は、これまでより大幅に減少すると予想している。その結果、中皮腫、その他の悪性腫瘍及び黒肺塵症を含む、より重大な損傷を申し立てる請求件数の全体に占める割合は大きくなるであろう。過去20年間以上、当社は、陪審員裁判の対象となった16件のうち15件(下記の2018年の訴訟を含む。)において、勝訴している。2018年、当社は、当社の呼吸用製品に欠陥があり、原告をアスベスト繊維から防護できなかったとの申立てに関わる2件の訴訟-2月のカリフォルニア州裁判所における1件及び12月のマサチューセッツ州裁判所における1件-につき、当社に有利な陪審員による評決を受けた。2018年4月、ケンタッキー州裁判所の陪審員は、当社の8710呼吸用製品に欠陥があり、2名の炭鉱労働者を炭鉱粉塵から防護しなかったとし、約2百万ドルの補償的損害賠償及び総額63百万ドルの懲罰的損害賠償を認めた。2018年8月、事実審裁判所は判決を下し、当社は上訴した。2019年3月及び4月の間、当社は、上記記載のケンタッキー訴訟における2018年4月の陪審員評決を含め、ケンタッキー州及びウエスト・バージニア州の大部分の炭鉱粉塵訴訟につき、340百万米ドルで原則として和解することに合意した。和解は2019年に完了し、上訴は却下されている。2020年10月、3Mは、ワシントン州キング郡で、3Mの8710呼吸器に欠陥があり、アスベスト繊維を防護できなかったことについて3Mに過失があったと主張する元造船所労働者に関する呼吸器訴訟において陪審員に対して防御した。陪審員は、8710呼吸器には設計上又は警告上の欠陥はなく、3Mによるいかなる行為も原告の中皮腫の原因ではないと結論づけ、3Mを支持する完全な防衛判決を下した。原告は上訴通知を提出した。

当社は、これら過去の裁判手続きにおいて、意図された方法及び意図された状況下で使用されれば、当社の呼吸用保護製品は主張の通り有効であるとの見解を示してきた。従って、当社は、原告の病状がたとえ重大であっても、当社の呼吸用保護製品によるものであると証明することはできないと確信している。しかしながら、当社の訴訟経験から、中皮腫、その他の悪性腫瘍及び黒肺塵症等のより深刻な障害を訴える患者による請求は健全な人々による請求より和解金が高額になることが示されており、従って、医学的に健全な原告による請求が圧倒的多数であったこれまでの経験に比べ、係属中の請求及び将来の請求を解決する上での1件当たり平均費用は今後も増加すると予想される。

ウェスト・バージニア州の法務長官は2003年、当社及び呼吸用保護製品の製造会社2社に対し、ウェスト・バージニア州リンカン郡巡回裁判所において訴状を提出し、2005年にかかる訴状を修正している。修正訴状は、主に、塵肺症を発症した労働者全員に支給された補償及び医療給付金について州が負担したとされる費用の払戻金に対する多額の補償的損害賠償(額は未特定)及び未特定の懲罰的損害賠償を求めている。2019年10月、裁判所は、州の不法な取引慣行の請求を分ける申立てを認めた。2020年1月、製造業者は、ウェスト・バージニア州最高裁判所に事実審裁判所の判決に異議を唱える申立てを行い、申立ては2020年11月に否定された。当社は、当該訴訟について、賠償の発生は可能性が低く、また見積りもできないことから、現時点では賠償額の引当てをしていない。更に、本件にこれといった進展が見られず、ウェスト・バージニア州による有意義な証拠開示もないことから、また、請求が製造会社2社に対しても申し立てられており、被告の賠償負担額が、連帯責任法及び陪審が各被告に割り当てる過失割合により変動する可能性がある為、損失額又はその範囲について見積もることはできない。

#### 呼吸器マスク/アスベスト債務及び保険債権

当社は、呼吸器マスク/アスベスト債務について、定期的に包括的な法的検討を行っている。当社は、(i)当社に対して提起された係属中の請求の件数、(ii)これらの請求の性質及び構成(例えば、当社のマスク又は呼吸器製品の使用を

主張し、アスベスト、シリカ、石炭又は他の職業性粉塵にさらされたことを主張する請求、及び当社が製造したとされるアスベスト含有製品の使用を主張する請求の割合)、(iii) 係属中の請求を防御し解決する費用、(iv) 請求を防御し解決するための裁判料及び費用の動向(以下「請求データ」と総称する。)を含むがこれらに限定されない最近及び過去の請求データを検討する。包括的な法的検討の一環として、当社は、定期的に請求データを、請求データが将来の裁判動向及び費用に与える影響を決定する専門知識を有する第三者に提供している。第三者は、係属中及び将来の請求を防御し、解決するための費用を見積もる際に、当社を支援する。当社は、これらの見積りを用いて、見込まれる債務の最善の見積りを作成している。

当社の債務見積りに影響を与えうる動向が生じる可能性がある。これらの動向には、(i) 将来の請求件数、請求の性質及び構成、請求の防御及び解決のための平均費用、並びに裁判の準備を含む、当社の見越し額の基礎となる主要な仮定、(ii) 裁判及び上訴の結果、(iii) これらの請求に適用される法律及び手続き、並びに(iv) 他の共同被告及び保険会社の財務的な存続可能性を含む、当社の発生基礎となる主要な仮定の重要な変化が含まれるが、これらに限定されるものではない。

呼吸器マスク/アスベスト債務、係属中及び予想される訴訟、並びに中皮腫、他の悪性腫瘍及び黒肺塵症を含むさらに深刻な傷害を主張する人々の請求解決費用を検討した結果、当社は2020年に、呼吸器マスク/アスベスト債務の見越し額を総額120百万ドル増加させた。2020年、当社は、呼吸器マスク/アスベスト訴訟に関連し、法的弁護費用及び和解金66百万ドルを支払った。2019年第1四半期期中に、当社は、上記の炭鉱粉塵訴訟の2019年3月及び4月の原則的な和解並びに他の現行の及び予想される炭鉱粉塵訴訟の当社による査定(ケンタッキー州及びウェストバージニア州における現行の及び予想される全ての炭鉱粉塵訴訟の解決のための費用を含む。)の結果による見越し額の増加に伴い、313百万ドルの税引前費用を計上した。2020年12月31日現在、当社の呼吸器マスク/アスベスト債務(エアロ社見越し額を除く。)の見越し額は662百万ドルであった。この見越し額は、2050年にかけて当社に対して提起される可能性のある将来の請求に対する当社の最善の見積りを反映している。当社は、(i) まだ主張されていない請求件数又は将来の請求が主張される可能性のある期間を予測することが本質的に困難である、(ii) 主張される損害が通常個々の被告に帰属せず、被告の債務割合に州ごとに異なる可能性のある連帯責任の法を適用することができる場合、訴状はほぼ必ず複数の被告に対して請求を主張する、(iii) 当社が債務を見積もる際に考慮する上記の複合要因、及び(iv) 当社の債務の見積りに影響を与えうる可能性のある、上述したようないくつかの起こりうる動向という理由で、債務が当社が設定した見越し額を超過する可能性のある金額又は金額の範囲の上限を見積もることはできない。

2020年12月31日現在、呼吸器マスク/アスベスト訴訟に関連する当社の保険金回収債権は4百万ドルであった。当社は引き続き、一部の破産保険会社及び他の保険会社による保険適用を模索している。これらの補償範囲の請求が解決されれば、当社は、呼吸器マスク/アスベストの請求について、残りの保険の実質的に全てを回収することになる。

#### 呼吸マスク/アスベスト訴訟 - エアロ・テクノロジーズ

2008年4月1日に、当社の子会社はエアロ・テクノロジーズの親会社であるエアロ・ホールディング・コーポレーション(以下「エアロ社」という。)の株式を取得した。エアロ社は、目、耳、頭、顔、落下防止器具及び呼吸保護具などの身体保護装置を含む様々な製品を製造販売していた。

2020年12月31日現在、エアロ社及び/又はエアロ社の呼吸用製品事業を所有又は運営していたその他の会社(アメリカン・オプティカル・コーポレーション、ワーナーランバート・LLC、A0コーポ及びキャボット・コーポレーション(以下「キャボット」という。))は、複数の裁判所において、当社を含むその他共同被告とともに、数多くの訴訟の被告となっている。これらの原告はマスク及び呼吸用製品を使用したとしており、また、その他の被告によって製造された製品から、又は、通常、職場で製造される製品から見つかった、アスベスト、シリカ関連、炭鉱粉塵、又はその他の業務上の粉塵に、職場においてさらされた事により身体的被害を受けたとして、エアロ社及びその他の被告に損害賠償を求めている。

2020年12月31日現在、当社では、エアロ社の子会社を通して、現在及び今後のエアロ社に関するアスベスト及びシリカ及び炭鉱粉塵関連賠償請求に係る製造物責任及び弁護費用として28百万ドルを計上している。かかる計上額は、エアロ社が敗訴する可能性について可能な限り正当に予測し、また、2050年までの間においてエアロ社に対し提起されうる将来の賠償請求の見積期間を反映したものとなっている。見越し額は、当社の係属中及び予想される訴訟の評価、呼吸マスク/アスベスト訴訟債務の見直し、並びにより深刻な障害を主張する原告の訴訟解決費用を反映して、下記の非正式な取り決めに基づく一定の和解のエアロ社の割合の支払い後、2020年第2四半期中に37百万米ドル減額された。訴訟費用並びに和解及び判決に対する責任は、エアロ社、キャボット、アメリカン・オプティカル・コーポレーション及びワーナーランバートの子会社並びにそれらの各保険会社(Payorグループ)間の非公式の協定で現在分担されている。かかる債務は、

「A0セーフティ」ブランドで呼吸用製品を売却した年数及び/又はアメリカン・オプティカル・コーポレーションのA0セーフティ部門を所有した年数並びに個人の原告が危険にさらされたと主張する年数に基づいて当事者間で配分されている。偶発債務に関するエアロ社の負担は、1995年7月11日付でエアロ社とキャボットが締結した契約によって、更に限定されている。この契約は、エアロ社がキャボットに四半期当たり100,000ドルの費用を支払う限り、キャボットが1995年7月11日より前に販売された呼吸用製品に関するアスベスト、シリカ及びシリカ製品の製造物責任賠償請求に対する責任及び債務を有し、エアロ社を免責すると規定している。特定の呼吸用製品が販売開始後どれほどの期間市場に出回っているかを判断することは難しいため、エアロ及びキャボットは、この契約を、1997年1月1日より前のアスベスト、シリカ及びシリカ製品に関わる呼吸用製品の使用によって生じた賠償請求に適用している。これらの契約の締結により、エアロ社の潜在的債務は、1997年1月1日より後のアスベスト、シリカ又はシリカ製品との接触を伴う呼吸用製品の使用により生じたと主張される損害に限定された。これまでエアロ社は四半期当たりの費用を支払うことを選択してきた。エアロ社がこの契約への参加を中止することを選択した場合、又はキャボットがこの件に関しこれ以上その責任を負うことが不可能になった場合、エアロ社はキャボットとの契約の対象となっている1995年7月11日より前の期間に対して追加的な訴訟にさらされる可能性がある。

状況の進展により、エアロ社の見積債務額に影響が出る可能性が生じる。こうした状況の進展には、( )将来の申立件数が大幅に増減した場合、( )申立解決にかかる平均費用が大幅に増減した場合、( )申立てにおいて発生する必要な弁護士費用が大幅に増減する場合、( )申立ての内容及び性質に大幅な変更があった場合、( )裁判及び上訴の結果による場合、( )かかる申立てに適用される法律及び手続きに大幅な修正、変更のあった場合、( )共同被告間の責任配分が大幅に変更となった場合、( )適用される保険の補償限度の消尽を含む支払グループメンバーの財務上の実行可能性、並びに/又は( )エアロ社が見積もった責任分担の契約上の債務の解釈が正確でない場合などがあるが、これらに限定されない。当社が、こうした潜在的な状況の進展の、エアロ社への既存及び将来の請求に関する現時点での責任負担見積への影響を判断することは、不可能である。上記のいずれかの状況の進展が生じた場合、既存及び将来の請求に対するこうした責任の実際額は見越し額よりも大幅に大きくなる可能性がある。

今後提出される申立ての件数、将来の申立てにおける支払側の責任の分担に関わる問題、及びエアロ社の見積債務額に影響を及ぼす可能性のある複数の状況の進展等を予測することは難しい為、当社は、エアロ社の債務額が当社の引き当てた見越し額を超過する場合、その額と超過の度合いを見積もることができない。

#### 環境問題及び訴訟

当社の事業は、大気汚染、汚水排出、有毒物質、並びに土壌及び有害廃棄物の処理に関係するものを含む米国及び国外における政府、州、地方自治体及び民間団体によって実施されている環境法規に従っている。これらの法規は、特定の基準状況下における汚染対策、公害防止装置への資本投資、自然資源を破壊した場合の復旧と賠償、身体的被害及び財物損壊に対する賠償請求を規定している。当社はこれらの法規に準拠し、身体的被害及び財物損壊に対する賠償請求に対する防御活動を行いながらも、環境責任の観点から事業運営を修正して費用及び資本的支出を計上しており、今後も継続して計上する予定である。当社は、環境責任を果たし、かつ環境法規に準拠し、世界規模の事業において業務遂行の環境基準に関連する方針を確立し、定期的に更新している。

米国の「1980年環境問題に対する対応、補償及び責任に関する包括法」(CERCLA)並びに類似する州法を含む環境法に基づいて、当社は、現在又は過去の設備及び敷地外の場所に関する環境汚染の対策費用の負担において、通常、他社と連帯責任を負っている。当社は、当社にも責任がある可能性のある場所を多数特定している(そのほとんどが米国内である。)。当該債務の見越し額に関する情報については、後記「環境債務及び保険債権」の項を参照のこと。

#### 環境問題

当社は、ペルフルオロ酸(PFOA)、ペルフルオロオクタン・スルホン酸(PFOS)、ペルフルオロヘキサン・スルホン酸(PFHxS)、又はペルフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル物質(PFAS)を含む様々なペルフルオロ化合物の、環境及び健康に及ぼす潜在的影響について、地方自治体、州、連邦政府(主に米国環境保護庁(EPA)及び国際機関が行う調査に自発的に協力している。2000年5月における段階的生産中止の決定により、当社はもはやPFOA、PFOS、PFHxSを含む一定のPFAS化合物及びそれらの前駆体化合物を生産していない。かかる段階的生産中止の決定から約2年の間にこれら化合物の大半について生産と活用を中止し、最終的には、2008年末までに生産及び活用を全て中止した。当社は引き続き、ペルフルオロブタン・スルホン酸(PFBS)の前駆体化合物を含むがこれに限られない、様々な短鎖PFAS化合物を製造している。これらの化合物は、工学的フッ素系流体、フルオロポリマー及びフルオロエラストマー並びに界面活性剤、添加物及び塗膜を含む、様々な製品の原材料として使用されている。当社は、これまでのライフサイクル管理と生物濃縮性で難分解性の化学物質の活用方針に関連した原材料識別過程において、購入した原料中の、又は一部の当社の現在のフルオロ

ケミカル製造プロセス、製品及び排水流における副産物としての一定のPFASの存在を引き続き検討、管理または除去する。

PFASに関する規制活動は、米国、ヨーロッパ及びそれ以外の場所において、また特定の国際機関に対しても継続して行っている。こうした活動にはエクスポージャー及び使用情報の収集、リスク評価、並びに規制上のアプローチの検討が含まれる。欧州連合では、3Mがドイツ及びベルギー等に製造施設を有するが、最近の規制活動には、化学物質登録、評価、許可及び制限(REACH)に関する規則に基づく種々の制限に関する予備的な作業が含まれている。これには、一定の用途におけるPFASの制限や、クラスとしてのPFASのより広範な制限が含まれる。2020年12月現在、PFOAはEUの残留性有機汚染物質(POPs)改正規制の下で一定の制限を受けている。

米国では、これらPFOA及びPFOSの調査に関するデータベースが拡充するにしたいが、EPAは、これらの調査から入手したデータを総括し、人体への影響に関する評価をまとめた。2014年2月、EPAは、PFOA及びPFOSについてのかかる評価案について、外部専門家による審査を開始した。2014年8月、外部専門家による審査委員会が開かれた。2016年5月、EPAは、PFOA及びPFOSに関する生涯健康勧告値を1兆分の70(=70ppt)(EPAが2009年に設定したPFOAの400ppt、PFOSの200pptの暫定値に代わる。)と発表した。PFOA及びPFOSが共に含まれる場合、EPAは、濃度は合算とし、PFOA及びPFOS合算での生涯健康勧告値も70pptとすることを提言した。生涯健康勧告値は強制力はなく、規制ではないものの、特定の期間に渡ってさらされても健康への悪影響が生じないと見込まれる飲料水の汚染濃度についての情報を提供する。公共の水道水中に含まれる化学物質の濃度が公共に消費されるものとして安全であるかについて指導し、基準を示すものとなる。飲料水安全法に基づいたエクスポージャー情報の収集取組みの一環として、EPAは2012年5月2日、2013年から2015年までの含有の度合いを判断する為、公共飲料水設備における監視に必要とされる6種のPFAS化学物質を含む未規制物質のリストを発表した。2017年1月まで、EPAは、全米4,920の公共飲料水設備に関する結果を報告した。2016年の生涯健康勧告値に基づく、13の公共飲料水設備がPFOAの水準を上回り、46の公共飲料水設備がPFOSの水準(2016年7月のEPA発表時より変更なし)を上回っている。EPAが2016年9月に発表した飲料水試料の実験室分析に関する技術的勧告によると、65の公共飲料水設備がPFOA及びPFOSの合算水準を上回っている。これらの結果は、2012年から2015年の期間中に採取された1つ以上の試料に基づいており、これらの公共飲料水設備の現在の状況を必ずしも反映するものではない。EPAの報告は、公共飲料水設備におけるPFOA及びPFOSの発生源を特定していない。

当社は、過去に、アラバマ州ディケーター、ミネソタ州コテージグローブ及びイリノイ州コルドバの施設における製造業務に関連してPFAS含有廃棄物を廃棄していた件を改善する為、州の監督官の下、作業を引き続き進めている。既に報告されたとおり、当社は、過去(1978年から1998年)に廃水処理施設の汚泥混入に関するアラバマ州ディケーターにある当社製造施設の土壌及び地下水のPFASの残留を改善する為、アラバマ州環境管理局(以下「ADEM」という。)と任意の対策措置契約を締結した。ADEMとの合意により、3Mはかつての汚泥混入地域の上に多層キャップの設置を完了した。一定のオンサイト及びオフサイトの調査並びに研究を含むさらなる改善活動については、下記「その他のPFAS関連事項」の項目に記載の「2020年暫定同意命令」に従って実施される予定である。

当社は、2007年5月付和解合意と同意指令の条件に従い、ミネソタ州ワシントン郡(オークデール及びウッドベリー)の旧廃棄物処理場及びミネソタ州コテージグローブの当社の製造施設の土壌及び地下水に存在するPFASに対処する為に、ミネソタ公害管理局(MPCA)との連携を続けている。この合意に基づき、当社は以下の責任を負う。すなわち、( )これらの場所からのPFASの排出量を評価し、対処案を提出すること、( )これらの場所からの汚染によりPFASが安全健康基準値(HBV)又は健康リスク限度(HRL)(すなわち、人々が生涯飲んで安全であるとミネソタ衛生局(MDH)が考える飲料水中の化学物質の量)を超える場合には、対策又は代替的な飲料水を提供すること、( )PFOA及びPFOSを改善する措置によっては浄化できない当該地域におけるその他の確認済みPFAS発生源を改善すること、及び( )ペルフルオロ化合物についての情報をMPCAと共有することである。2008年度に、MPCAは、ミネソタ州ワシントン郡(オークデール及びウッドベリー)の旧廃棄物処理場について対策オプションを導入するという正式決定を公表した。2009年8月に、MPCAは、当社のコテージグローブの製造施設について対策オプションを適用する正式な決定を公表した。2010年度の春及び夏に、3M社は、コテージグローブ及びウッドベリー地域における承認済み対策オプションの実施を開始した。3M社は、2010年度後半にオークデール地域における対策オプションを開始した。各地域における対策オプションは、当社が提言しMPCAが承認したものである。対策作業はオークデール及びウッドベリーにおいて完了しており、稼働に向けてメンテナンス中である。修復作業はコテージグローブの敷地において実質的に完了し、運用及び維持活動は進行中である。

2014年8月、イリノイ州EPAは、対象地域の地下水の汲み上げ継続、地下水の監視、定期報告を含め、イリノイ州コルドバの施設において地下水管理区域を設定するという当社の要請を承認した。

2017年5月、MDHIはPFOA及びPFOSについてそれぞれ新たなHBVを発表した。新HBVは、PFOAを35ppt、PFOSを27pptと定めている。かかる発表に関連し、MDHIは「更新後の基準値を超えるPFOA及びPFOSを含む飲料水であっても、即座に健康上のリスクをもたらすことはない。これらの基準値は、長期的にわたる人口全体の健康上のリスクを低減するためのものであり、最も健康リスクのある市民を守るために複数の安全要因に基づいているが、この州の住民の大半に対しては過剰に保護的なものとなっている」とした。2017年12月、MDHIはペルフルオロブタン・スルホン酸塩(PFBS)に対する新たなHBVを2ppb(10億分の1)と発表した。2018年2月、MDHIは、ミネソタ州のワシントン及びダコタ郡の住民の間で一定の癌又は有害な出生結果(低出生率又は早産)に異常な割合は見られなかった旨の報告書を公表した。2019年4月、MDHIは、PFOSについての新たなHBVとして15ppt、PFHxSについての新たなHBVとして47pptを発表した。

2018年5月、EPAは、2018年5月に4段階のPFAS行動計画を発表し、これには、PFOA及びPFOSについて飲料水安全法の最大汚染水準(MCL)を設定する必要がある評価、並びにCERCLAに基づきPFOA及びPFOSを「有害物質」と指定するのに必要な段階の開始を含む。2018年11月、EPAは、PFBSを含む2つのPFAS化合物の毒性評価草案についてパブリックコメントを求めた。2019年2月、EPAは、EPAがPFASに対処するために取る短期及び長期の行動を概説する行動計画を発表した。行動には、PFOA及びPFOSについての国の飲料水規定の発展、施行当局の強化及び浄化方策の評価、国全体での飲料水のPFAS監視、PFASのリスクを理解及び管理する科学的知識の拡大、並びに他の当局及び大衆に伝える一貫したリスクコミュニケーションツールの開発が含まれる。PFOA及びPFOSによる地下水汚染に関して、EPAは、2019年12月に中間勧告を発表し、汚染地の最終浄化レベルを伝えるため、現行の又は潜在的な飲料水源である地下水についてスクリーニングレベルのガイダンス及び暫定的な改善目標を提供する。2020年2月、EPAは、安全飲料水法(SDWA)に基づいてPFOA及びPFOSを規制するための一定の予備的決定について、通知を行い、パブリックコメントを要請した。2020年6月、3MIは、SDWAの下でPFOA及びPFOSを規制するEPAの予備的決定に関するコメントを提出した。EPAは、2020年6月に公表された2020年春の規制アジェンダにおいて、2020年8月にPFOA及びPFOSをCERCLAに基づく有害物質として指定する規則制定案の通知を公表する予定であることを発表した。2020年11月、EPAは、排水及びその他の環境媒体におけるPFASの試験のための新しい分析方法を開発していることを発表した。2020年12月、EPAはPFASに関連する2つの新しいガイダンス文書を公表した。第1に、長鎖ペルフルオロアルキル・カルボン酸塩及びペルフルオロアルキル・スルホン酸塩化学物質の重要な新使用規則の対象となる表面コーティング含有輸入物品に対する遵守ガイド草案を発行した。第2に、EPAは、特定のPFAS及びPFAS含有物質の廃棄及び処分に関するパブリックコメントの暫定ガイダンスを公表した。

2021年1月、EPAは、PFOA及びPFOSのための国内の予備的飲料水規制の策定プロセスを開始する意向を発表した。このプロセスには、さらなる分析、科学的レビュー及びパブリックコメントの機会が含まれる。EPAはまた、2021年1月に、PFOA及びPFOS並びにその他のPFASを環境問題に対する対応、補償及び責任に関する包括法(CERCLA)に基づく有害物質として指定し、また、PFOA及びPFOS並びにその他のPFASが資源保全回復法(RCRA)に基づく有害廃棄物として規制の対象となるべきかどうかについてコメントを求める等、PFAS汚染に対処するために追加的な規制措置を講じるべきかどうかについてパブリックコメントを募る規則制定案(ANPR)の事前通知を発行することを発表した。EPAはまた、PFASの製造業者並びにこれらの施設からの排出におけるPFASの存在及び処理に関する情報を収集するためにANPRを発行することを示した。

保健福祉省内の米国環境有害物質・特定疾病対策庁(ATSDR)は、PFASの毒性プロファイル草案を公のレビュー及びコメントのため2018年6月に公表した。報告草案の中で、ATSDRは、PFOS、PFOA及びその他いくつかのPFASについて最低リスク水準(MRL)草案を提案した。MRLは、特定の期間に渡ってさらされても、癌以外の有害な健康への影響の相当なリスクがないと見込まれる1日当たりのヒトに対する有害物質の量の見積もりである。MRLは、ATSDR又はその他当局の浄化又は行動水準を定義することを意図していない。2018年8月、当社は、ATSDR提案に対するコメントを提出し、この中で、原稿草案、特にMRLに関するものには大きな欠点が存在し、ATSDRのプロファイルは、これらの化学物質に関する既知の証拠について最善の科学及び全体を反映するべきであると記載した。

いくつかの州の法制又は州の環境庁が、PFOS、PFOA及びその他PFASについて浄化基準、地下水の値又は飲料水の値を評価し、又はそれに関して行動をとっており、当社は、様々な対応コメントを提出している。2019年9月、当社及びその他複数の当事者は、ニューハンプシャー州におけるPFAS規制を禁じるため、ニューハンプシャー州裁判所に訴訟を提起した。2019年11月、裁判所は、規制が施行されるのを防ぐ暫定差止を発表した。2020年4月、ニューハンプシャー最高裁判所は、予備的な差し止め命令に関連するいくつかの問題について検討することで合意した。2020年7月、知事は、裁判所が禁じた同じ飲料水基準を設定したニューハンプシャー州立法が可決した法案に署名した。

バーモント州は、2020年3月にPFOA、PFOS及びその他3つのPFASの組み合わせについて飲料水基準を最終決定した。ニュージャージー州は、2020年6月に飲料水基準を最終決定し、PFOA及びPFOSを有害物質と指定した。ニューヨーク州では、2020年7月にPFOA及びPFOSの飲料水基準が制定された。ミシガン州は、2020年8月、PFOS及びPFOAを含む特定のPFASの最終的な飲料水基準を実施した。マサチューセッツ州は、2020年10月、6つのPFASの組み合わせに関する飲料水基準を設

定した最終規制を公表した。他のいくつかの州でも、食品包装、カーペット及びその他製品のPFOA、PFOS及びその他PFASに関連し、評価を行っており、又は措置を講じた。

2020年10月、ニュージャージー州上級裁判所の上訴部に、ニュージャージー州のPFOS及びPFOA規則の有効性に異議を申し立てるために、3M及び他の複数の当事者が上訴通知を提出した。2021年1月、控訴部は当該集団の規制停止の申立てを否定し、当事者間で本訴訟が進行中である。

前述その他の法的手続き及び活動の結果、米国、ヨーロッパその他において当該化合物に関して何らかの追加的規制が実施されるとしても、それがどのようなものであるか、又はその当社への結果について、当社は予測することはできない。

#### アラバマ州の過去のPFAS製造業務に関連した訴訟

既に報告の通り、元従業員が、アラバマ州モルガン郡巡回区裁判所において、当社、BFIウェイト・マネジメント・システムズ・オブ・アラバマその他に対して金額非公表の損害賠償を求め、暫定集団訴訟を提起した（以下、「St. John」訴訟という。）。この訴訟は、当社のアラバマ州ディケーターの製造施設あるいはその付近で原告が一定のペルフルオロ化合物にさらされたことにより、財産の損害賠償を求めている。「St. John」訴訟は、本件及び下記の別の訴訟に関与する当事者間で継続中の仲裁の結果が出るまで、2021年2月まで引き続き停止することに当事者は合意した。同様の根拠により救済を求めるディケーター工場付近の一部の住民により同裁判所に提起された2つの追加の暫定集団訴訟（それぞれ「Chandler」訴訟及び「Stover」訴訟）は、St. John訴訟の集団認定問題の結果が出るまで、停止又は保留している。

2015年10月、西モルガン-東ローレンス上下水道局（以下「水道局」という。）は、アラバマ州北地区連邦地方裁判所において、当社、ダイニオンLLC及びダイキン・アメリカ社に対して個別の訴状を提出した。訴状には当該訴状が代理で提出された代表原告並びに水道局及び水道局が水道を供給している5つの現地水道事業が提供する水道（以下、総称して、「水道」という。）を利用する土地の全所有者が集団として含まれる。訴状は、被告らのディケーターにおける製造過程で発生する化学物質（PFOA、PFOSを含む。）がテネシー川の取水口を汚染し、水道局の使用する処理施設ではかかる化学物質が除去できないとして、補償的損害賠償金及び懲罰的損害賠償金並びに差止救済措置を求めている。2019年4月、当社及び水道局は、新たな水濾過システムに融資される350万米ドルで訴訟に和解し、これにより、当社は、当社PFASに関する責任又は損害賠償を主張する水道局に対する現在継続中及び将来の訴訟の結果から生じる債務から水道局を免責する。水道局が飲料水を提供した代表原告が提起した暫定集団訴訟は継続している（以下、「Linsey」訴訟という。）。当事者は、交渉解決に関して活発な議論を行っており、本件は現在停止している。

2016年6月、非営利会社であるテネシー川リバーキーパー（以下「リバーキーパー」という。）は、アラバマ州北地区連邦地方裁判所において、当社、BFIウェイト・システムズ・オブ・アラバマ、アラバマ州ディケーター市及びアラバマ州モルガン郡のディケーター・ミュニシパル・ユティリティーズ・ボードに対し訴訟を提起した。訴状は、被告が、それぞれの敷地での所有及び操業による一定のPFASの処分に関連して資源保全再生法に違反したと主張している。訴状はさらに、当該慣行は健康及び/又は環境への即時かつ重大な危険となる可能性があり、並びに被告が危険の是正を怠ったことで生じる回復不能な損害をリバーキーパーは被っており、裁判所が宣言的及び差止救済を含む救済の要請を認めなければ将来も引き続き被ると申し立てている。本訴訟は、「St. John」訴訟と同時の当事者間の係属する調停の結果を待つ間、2021年2月まで停止している。

2016年8月、200名を超える原告団は、アラバマ州ローレンス郡の州裁判所において、水道局、当社、ダイニオン、ダイキン、BFI、及びディケーター市に対し暫定集団訴訟（以下、「Billings」訴訟という。）を提起した。原告団はローレンス、モルガンその他の郡の住民であり、現在又は過去において水道局の顧客であった。原告団は、被告らがPFASを放出することによりテネシー川、ひいては、原告らの飲料水を汚染し、その健康及び土地に損害を与えたとした。2017年1月、前述の「St. John」訴訟の裁判所は、「St. John」訴訟の判決が出るまでこの集団訴訟を延期した。「Billings」訴訟の原告は、2020年11月に訴状を修正して557人の追加の原告を加え、2021年1月にさらに修正して331の追加の原告を加えた。

2017年1月、数百名の原告らが、アラバマ州ローレンス郡及びモルガン郡において当社、ダイニオン、及びダイキン・アメリカに対し訴訟（以下、「Owens」訴訟という。）を提起した。原告は、土地の所有者、住民、及び水道局の水が対象となる不動産の保有者たちである。原告は、慣習法における過失、迷惑行為、不法侵入、不注意及び暴行を主張しており、差止救済及び懲罰的損害賠償を求めている。原告は、被告らが保有、操業するディケーターの製造及び処理施設からPFOA、PFOS及び関連する化学物質が地下水及び地表水にこれまでも現在も放出され続けており、テネシー川に排出されているとした。原告は、かかる排出の結果、水道局が原告らに供給した水が、過去及び現在において、PFOA、PFOS及び関連

物質により人体に危険な水準にまで汚染されたと主張した。裁判所は、「St. John」訴訟が解決するまで本件を停止する共同被告のダイキンによる申立てを却下し、本件は開示手続きを通じて進行している。

2017年11月、アラバマ州北部地区連邦地方裁判所において、当社、ダイニオン、ダイキン・アメリカ、水道局に対して、暫定集団訴訟(以下「King」訴訟という。)が提起された。原告はアラバマ州ローレンス郡及びモーガン郡の住民で、水道局から水を受け取っており、差止救済、弁護士費用、身体的傷害の補償及び懲罰的損害賠償を求めている。原告は、PFOA、PFOS及び関連する化学物質を地下水及び地表水に放出し続けることにより、テネシー川に排出させるアラバマ州ディケーターの製造施設及び処理施設を被告が所有、操業していると主張する。原告は、かかる排出により、水道局から原告に供給された水が、PFOA、PFOS、及び関連する化学物質により人体に危険な水準まで汚染されていたと主張している。2019年11月、King訴訟の原告は、訴状を修正し、すべての集団申立てを取り下げた。それ以降、原告は37名の新たな個人原告を追加し、5名の原告について任意に取り下げた(合計55名の原告)。本件は2022年6月の裁判が予定されている。本件の証拠開示が進行中である。

2019年7月、当社は、1960年代から1980年代に渡って当社のディケーター工場及び他社の廃棄物を受け入れたディケーターの3つの閉鎖された市の埋立地にPFASが存在する可能性について調査を開始したと発表した。当社は、調査を行う地方及び州の団体と共同し、それらの団体及び大衆に対し、結果及び推奨される改善行動(もしあれば)を報告する。3Mはまた、個人不動産所有者がその敷地近くの以前の埋立地での過去のPFAS処分に関連する損害賠償を請求する、州及び連邦裁判所において提起された訴訟の可能性についても防衛しているか、通知を受けている。3Mは、不動産所有者によって提起された請求の一部について、軽微な額で解決した。

2020年9月、グイン市水道事業・下水道委員会(グインWWSB)は、アラバマ州裁判所において3Mに対する訴訟を提起し、グイン水系におけるPFAS汚染は、3Mのグイン施設での製造業務及び近くの埋立地での処分活動に起因すると主張した。同月、グインWWSBは、訴訟を却下し、3Mと協力して、この地域における化学物質の有無をさらに調査している。

#### ミネソタ州の過去のPFAS製造業務に関連した訴訟

2016年7月、エルモ湖市は、PFASで汚染された飲料水設備による損害(飲料水の別の供給源の建設費用を含む。)を同市が被ったと主張し、ミネソタ州連邦地方裁判所において当社に対する訴訟を提起した。当事者は、2018年8月及び2018年12月に再び調停を行った。2019年4月、当社及びエルモ湖市は、5百万米ドル未満で訴訟の和解に合意した。

#### PFASに関連した州検事総長の訴訟

ミネソタ州 2010年12月30日、ミネソタ州は、検事総長により、ミネソタ州の地下水、地上水、魚類又はその他水生生物及び水堆積物中に存在するPFASに関する損害賠償及び差止救済を求め、ヘネピン郡地方裁判所において3M社に対し訴訟(以下「NRD訴訟」という。)を提起した。2018年2月、当社とミネソタ州はNRD訴訟の解決に達した。和解条件に基づき、当社は、特別の「3M水質及び持続可能性基金」として、ミネソタ州に850百万ドルの助成金を提供することに同意した。かかる基金は、州が管理し、持続可能な成長をサポートするため、住民への継続的な水の供給及び地下水の補充状況改善など、ツイン・シティーズ・イースト・メトロ地区における水の持続可能性をサポートするためのプロジェクトを実現するためのものである。この提供のその他の目的には、漁業用棧橋、道及び空地の保全など、生息環境及びリクリエーション環境の改善をもたらすことが含まれる。当社は法的手数料及びその他関連義務を含め、本件の解決に関連して2018年度第1四半期に税引前費用897百万ドルを計上した。

上記の和解に関連して、ミネソタ州公害防止庁及び天然資源局は、基金の共同受託機関として、2020年9月に、東都市地域コミュニティのための飲料水供給の概念計画を公表し、基金の利用に関する3つの推奨される選択肢についてパブリックコメントを求めた。2020年12月、3Mは、計画草案の法的及び技術的側面に対処するため、共同受託機関の概念的飲料水供給計画草案に関する予備的コメントを提出した。

ニューヨーク州 ニューヨーク州は、検事総長により、3M及びその他が製造した水性膜形成泡(AFFF)により引き起こされたとされるPFAS汚染に対応するために負担した費用の回復を求めて3M及びその他の被告に対して4件の訴訟を提起した(2018年6月、2019年2月、2019年7月及び2019年11月)。4件の各訴訟は、アルバニー郡最高裁判所に提起された後、連邦裁判所に移され、それぞれが以下に詳述されるAFFF訴訟の広域係属訴訟(以下「MDL」という。)手続きへと移送されている。州は、補償的及び懲罰的損害賠償、並びに州が合理的に予想する将来の損害の金融基金の形による差止及び衡平上の救済を求め、並びに/又は被告が調査及び改善作業を行うことを求めている。

オハイオ州 2018年12月、オハイオ州は、検事総長により、オハイオ州ルーカス郡の一般訴訟裁判所において、3M、Tyco Fire Products LP、Chemguard, Inc.、Buckeye Fire Equipment Co.、National Foam, Inc.及びAngus Fire Armour

Corp.に対し、差止救済並びにAFFF製造業者によるオハイオ州の自然資源の修復費用及び主張された傷害について補償的及び懲罰的損害賠償を求めて訴訟を提起した。本件は、連邦裁判所に移され、MDLへと移送された。

**ニュージャージー州** 2019年3月、ニュージャージー州検事総長は、ニュージャージー環境保護局(NJDEP)、NJDEP長官及びニュージャージー流出補償基金を代理して、ニュージャージー州(セーレム郡)ベンズビル及びニュージャージー州(ミドルセックス郡)パーリンにおける2つのデュボン施設での放出の主張に関して、3M、デュボン及びケマーズに対して2つの訴訟を提起した。3Mが両訴訟で被告に含まれているのは、問題の施設で使用するためにデュボンにPFOAを提供したとされるからである。両訴訟とも、被告がニュージャージー州の被害を受けた自然資源の調査、改善、査定及び回復に必要な全費用を支払うことを明示的に求めている。デュボンは、これらの訴訟を連邦裁判所に移行した。2019年8月、裁判所は、NJDEPが本件を州裁判所に差し戻す申立ての結果が出るまで、これらの訴訟のすべての手続きを停止した。2020年4月、連邦裁判所は、同州の差戻しの申立てを否定した。2020年6月に、裁判所は、案件管理及び公判前の目的のため、デュボン施設に関連するNJDEPにより提起された他の2つと共に、停止を解除し、2つの訴訟を統合する同意命令を締結した。本件は、訴訟の初期段階にある。

2019年5月、ニュージャージー州検事総長及びNJDEPは、AFFF製品から被った自然資源の損害を主張し、懲罰的損害賠償及び関連費用を含めた損害賠償を求め、3M、デュボン及び6つのその他会社に対して訴訟を提起した。本件は、連邦裁判所に移され、AFFF MDLへと移送された。

**ニューハンプシャー州** 2019年5月、ニューハンプシャー州検事総長は、PFAS化学薬品による州の飲料水供給源及びその他自然資源の汚染を主張して、2件の訴訟を提起した。第1の訴訟は、当社及び7つの共同被告に対して提起され、州内の複数の敷地においてAFFF製品を使用したことによるPFAS汚染を主張している。本件は、連邦裁判所に移され、AFFF MDLへと移送された。第2の訴訟は、AFFF以外の原因によるPFAS汚染を主張し、3M、デュボン及びケマーズを被告として挙げている。2020年6月、被告の却下を求める申立てに対する判決の中で、裁判所は同州の不法侵害請求を却下したが、数件の請求を進めることを認めた。2020年10月、州は、州委員会を原告に加え、州の飲料水及び地下水信託基金法に関連する請求を行うよう訴状を修正した。被告らは、これらの改正に係る却下の申立てを行っており、本件は、依然として訴訟の初期段階にある。

**バーモント州** 2019年6月、バーモント州検事総長は、PFAS化学薬品による州の飲料水供給源及びその他自然資源の汚染を主張して、2件の訴訟を提起した。第1の訴訟は、当社及び10の共同被告に対して提起され、州内の複数の敷地においてAFFF製品を使用したことによるPFAS汚染を主張している。本件は、連邦裁判所に移され、AFFF MDLへと移送された。第2の訴訟は、AFFF以外の原因によるPFAS汚染を主張し、3M並びにデュボン及びケマーズに関連する複数の企業を被告として挙げている。本件は州裁判所で手続きが進行している。2020年5月、裁判所は、被告の却下の申立てを退けたが、同州による州が保有していない財産権に関する侵害の請求は却下した。現在、当事者は証拠開示に取り組んでいる。

**ミシガン州** 2020年1月、ミシガン州検事総長は、AFFFを除くPFASに関連する差止及び衡平法上の救済並びにミシガンの公的自然資源及び住民に対する主張された傷害についての損害賠償を求め、3M、ダイニオン、デュボン、ケマーズその他に対して、州裁判所に訴訟を提起した。被告は却下の申立てを提起し、3Mの申立ては2020年8月に否定された。本件では証拠開示手続きが始まった。さらに、2020年8月、ミシガン州検事総長は、多数のAFFF製造業者及び流通業者、並びにPFAS供給業者からAFFF製造業者に対し、2件の訴訟を提起した。3Mは、連邦裁判所に提起された訴訟の1つで被告として指名され、本件はAFFF MDLに移送され、訴訟の初期段階にある。

**グアム** 2019年9月、グアム検事総長は、島内の複数の敷地でのAFFF製品の使用によるとされる、領土の飲料水供給源及びその他自然資源のPFASによる汚染に関連して、3M及びその他被告に対して訴訟を提起した。本件は、連邦裁判所に移され、AFFF MDLへと移送された。

**北マリアナ諸島自治連邦区** 2019年12月、米国領北マリアナ諸島自治連邦区検事総長は、AFFF製品の使用によるとされる、領土の飲料水供給源及びその他自然資源のPFASによる汚染に関連して、3M及びその他被告に対して訴訟を提起した。本件は、連邦裁判所に移され、AFFF MDLへと移送された。

**ミシシッピ州** 2020年12月、ミシシッピ州検事総長は、サウスカロライナ州のAFFF MDL裁判所に直接、3M及びその他被告を相手取ってAFFF関連のPFAS訴訟を提起した。この訴訟は、AFFFの使用によるPFAS汚染が原因であると考えられる州の財産及び天然資源への傷害を主張し、補償的損害賠償及び懲罰的損害賠償の双方を求めている。

上記の州検事総長の訴訟に加え、当社は、複数の検事総長及び省庁と協議中であり、PFASの事項に関連する情報及びその他要請に対応し、挙げられた事項の一部について解決の可能性を模索している。

#### 水性膜形成泡(AFFF) 環境訴訟

当社は、1963年頃から2002年まで、空港及び軍事基地での消防に使用するためのAFFFを製造販売していた。2020年12月31日現在、AFFFの使用による傷害を主張して943の訴訟(26の暫定集団訴訟を含む。)が様々な州裁判所及び連邦裁判所において、当社(及びその他被告)に対し提起されている。既に述べたように、これらの訴訟の一部は、州又は領土の検事総長により提起されている。これらの件の大半では、原告は、AFFFに使用された一部PFASが、AFFFが使用された土壌や地下水を汚染したと通常主張しており、不動産の使用と享受の喪失及び不動産価値の低下等の傷害の主張、調査費用、修復費用、人身傷害及び/又は医療上の監視に必要な資金について損害賠償を求めている。製品使用中にAFFFにさらされた結果として身体傷害を被ったと主張する現在又は元消防士によって、2019年10月以降、414件の訴訟が提起された。当社に加え、Tyco, Inc.が買収したAnsul社、Angus Fire、Buckeye Fire Protection Co.、Chemguard、Chemours、DuPont、National Foam, Inc.及びUnited Technologies Corpが含まれるがこれらに限られない米国、米国国防総省及び複数の会社が被告となっている。

2018年12月、米国広域係属訴訟司法委員会(JPML)は、公判前手続きを集中させてMDL手続きとして管理するため、連邦地方裁判所で係属中の全てのAFFF訴訟を統合し、サウスカロライナ州連邦地方裁判所へと移送することを求めた原告の申立てを認めた。追加のAFFF訴訟は、連邦裁判所に提起又は移送されるためMDLに引き続き移送される。2020年12月31日現在、MDLは947件であり、そのうち933件は当社を被告としている。MDLの当事者は現在開示手続き中である。

2019年6月、独立石油精製業者であるValero Energy Corporationのいくつかの子会社が、当社並びにDuPont/Chemours、National Foam、Buckeye Fire Equipment及びKilde-Fenwalを含むその他被告に対して8件のAFFF訴訟を様々な州裁判所に提起した。原告は、自らの土地のPFAS汚染の調査及び改善、並びに長鎖AFFF製品の交換又は処分に生じた又は今後生じるとされる損害賠償を求めている。本訴訟のうち2件は連邦裁判所に移され、AFFF MDLへと移送された。5件は、2019年10月にValeroがオハイオ州裁判所での訴訟を確定力のない決定として退けた後、州裁判所で係属中であり、訴訟の初期段階にある。州裁判所での訴訟の当事者は、2021年3月まで5件全てを停止することに合意した。

ハスキー・エナジーの子会社2社は、ウィスコンシン州スペリオール及びオハイオ州リマのハスキーの施設でのAFFF使用によるPFAS汚染の申立てに関連して、2020年4月、3M及びその他AFFF製造業者に対し、ウィスコンシン州裁判所において訴訟を提起した。当事者は、原告の請求に対するさらなる訴訟を延期する停止契約を締結した。原告は、2020年9月に却下の通知を提出した。

2020年12月31日現在、当社は、州裁判所(カリフォルニア州及びミズーリ州)に最初に提起され、連邦裁判所に移送されていた2件のAFFF関連訴訟の被告となっている。これらの訴訟の原告は、州裁判所への差戻しを求める訴えを提起し、AFFF MDLへの移送に反対した。また、当社は、AFFFの使用及び処分に関する主張を提起した複数の当事者と協議中であり、交渉による解決を模索している。

#### その他のPFAS関連製品及び環境訴訟

当社は、数十年間、Scotchgardを含む様々なペルフルオロオクタン化合物(PFOA及びPFOS)を含有する製品を製造及び販売した。2017年以降、当社は、特に、当社の顧客がPFOA及びPFOSを不適切に処分した結果として地下水又は地表水の汚染が生じたと訴える、様々な州及び連邦裁判所における個別の及び暫定集団訴訟の訴状の送達を受けている。これらの件の原告の主な主張は、当社が製品の不適切な処分の危険性について消費者に警告するのを怠ったことである。また、汚染された地下水が、人身傷害、私有地の使用と享受の喪失、不動産価値の低下、調査費用及び修復費用を含む様々な損害を引き起こしたとするものである。当社と共に複数の会社が訴えられており、それには、サンゴバン・パフォーマンス・プラスチックCorp.、ハネウェル・インターナショナルInc.(旧社名アライド-シグナルInc.及び/又はアライド-シグナル・ラミネートInc.)、ウルヴァリン・ワールドワイドInc.、kジョージア・パシフィックLLC、E.I.デュポン・ド・ネムール・アンド・カンパニー、ケマーズ Co. 及び様々なカーペット製造業者である。

ニューヨークにおいて、当社は、当社、サンゴバン・パフォーマンス・プラスチックCorp.(「サンゴバン」)、ハネウェル・インターナショナルInc.及びE.I.デュポン・ド・ネムール・アンド・カンパニー(「デュポン」)に対し、ニューヨーク州北部地方連邦裁判所において提出された41件の個別訴訟及び1件の暫定集団訴訟について、またニューヨーク州地方裁判所において新たに提出された4件の訴訟について、抗弁している。原告らは、当社が、フーシックフォールズ村及びフーシック町にあるサンゴバン及びハネウェルの施設において製造目的で使用されたPFOAを製造し販売したと主張している。原告らは、フーシックフォールズ周辺の飲料水は、被告らの活動により安全でないレベルのPFOAで汚染されたと主張し、PFOAの摂取及び吸入に起因して身体的損傷を負ったと主張している。4つの州裁判所の訴訟は、被告としてトナガ・インク(タコニック)も含み、ピーターズバーグ近郊のタコニックの施設に関連する同様の主張を行っている。原告らは、主張されていない補償的、結果的、懲罰的損害賠償並びに弁護士費用及び経費を求めている。3Mは、これらの訴訟における訴状に回答しており、現在証拠開示が進行中である。暫定集団訴訟の原告は、集団認定を求めている

る。当社は、ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所において、ナッソー郡の飲料水供給業者らがニューヨークにおいて提起した11件の個別訴訟の被告にもなっている。これら訴訟における原告らは、当社、デュポン及びその他非公表の被告らに対し、原告らの飲料水源を様々なPFAS複合物で汚染した責任を負うとしている。これらの件をAFFX MDLに移送するというデュポンの申立ては、2020年3月に否定された。3Mは、送達された8件において回答を提出した。予備的な証拠開示が進行中である。

ミシガン州において、当社、ウルヴァリン・ワールドワイド(以下「ウルヴァリン」という。)に対して、ミシガン州西地区連邦地方裁判所において1件の連結暫定集団訴訟が係属中である。かかる訴訟は、ウルヴァリンが靴製造作業に関連する3M Scotchgardを含む資材及び廃棄物を不適切に処分したとされることによって発生している。原告らは、ウルヴァリンが3M Scotchgardを製造プロセスで使用し、3M製品からの化学薬品が処分されたことにより環境及び飲料水を汚染したと主張している。2021年1月、3Mは訴状における一定の主張を却下する申立てをし、本件は訴訟の初期段階にある。連邦裁判所での連結暫定集団訴訟に加え、2020年12月31日現在、当社は類似の訴えに基づきミシガン州裁判所において約274件の民事個別訴訟の被告となっている。これらの訴訟は公判前手続きの目的で調整されている。うち5件は時間と共に指標裁判として選択された。2020年1月、当該裁判所は指標裁判のうち最初の2件に関連し、終局的判断を求める申立ての第1回判決を下し、うち2件目については、完全に却下し、また、一部原告らの医療モニタリング及び将来の疾病リスクの主張及び原告1名のコレステロール疾病の申立てについて被告らに対し略式判決を下すことについて却下した。当事者は、2020年初めに最初の指標訴訟で和解した。2020年6月、裁判所は、原告の第2の指標訴訟の却下を再検討する申立てを否定し、原告は、この判決を州控訴裁判所に上訴した。2021年1月、裁判所は、残り3件の指標訴訟のうち1件について、被告に有利な略式判決を下した。残りの2つの指標訴訟はCOVID-19の動向次第ではあるが、2021年10月に暫定的に予定されている。当事者は、暫定集団訴訟及び州裁判所の集団訴訟の双方で、調停の努力を行ってきた。

ウルヴァリンは、ウルヴァリンに過去の処分活動に関連した汚染の調査及び対応を強制することを求めるミシガン州及び参加人居住区による訴訟において、当社に対する第三者訴訟も提起した。当社は、2019年6月、ウルヴァリンの第三者訴訟に対し答弁書及び反訴を提出した。2019年9月及び10月、(第三者被告としての3Mを含む)両当事者は、和解に取り組んだ。2019年12月、ミシガン州、参加人居住区及びウルヴァリンは、ウルヴァリンに対するミシガン州及び参加人居住区の請求について、70百万ドルの支払い及びウルヴァリンが将来是正措置を取ることを条件に、とりあえず和解したと発表した。2020年2月、裁判所は、ウルヴァリンの進行中の是正義務並びに是正地域に関してさらなる訴訟を起こさないという州及び介在する町の誓約について記録する同意法令を承認した。3Mは正式に「出資当事者」に指定されており、そのため州及び町の誓約も3Mに適用される。2020年2月、3M及びウルヴァリンは、両社間の法的請求を解決する契約を締結した。本契約に従い、3Mは2020年3月、ウルヴァリンの州及び町との同意法令に基づき、ウルヴァリンのPFAS是正へのこれまで及び進行中の取り組みを支援するため、55百万ドルの一時的な資金拠出を行った。この金額は、下記の「環境債務及び保険債権」の項に記載されているように、2019年第4四半期に3Mが負担した費用の一部であった。

当社はまた、ジョージア・パシフィックとともに、ミシガン州連邦裁判所においてパーチメントの住民が起こした暫定集団訴訟の被告となっている。住民らは、市の飲料水がジョージ・パシフィックの前身が所有する製紙工場からの廃棄物により汚染されているとした。被告らは当該訴状における一部請求の却下を求め申立てを行い、当該申立ては2021年1月に否定された。当事者は引き続き証拠開示に従事する。ジョージア・パシフィック、3M及びパーチメント近郊自治体が協議した結果、同地域の自治体水道サービス拡大のため、ジョージア・パシフィック及び3Mは約5百万ドルを基金に拠出した。自治体は、自治体の水の拡大又はその拡大地域におけるPFAS汚染の申立てに関連した、又は起因すると考えられる請求から3Mを解除した。暫定集団訴訟の請求は、この解決には含まれていない。

アラバマ州及びジョージア州において、当社は、複数の共同被告と共に、当社によるPFAS含有製品のジョージア州のカーペット製造業者への販売に関して、公共水道施設により提起された3件を含め、州裁判所における4件の訴訟を抗弁している。これらの件の原告は、カーペット製造業者がPFASを地表水及び地下水に不適切に排出し、ジョージア州ローマ並びにアラバマ州センター及びギヤズデンを含め、コーサ川沿いの下流に位置する市の飲料水の供給を汚染したと主張している。3件の水道施設に係る訴訟はいまだ初期段階にある。ジョージア州カーペット製造業者によるPFAS汚染を主張し、経済的損害賠償と差止命令による救済を主張した個人らにより1件の訴訟がローマ及びフロイド郡水道利用者の集団訴訟として、州裁判所に提起された。本件は連邦裁判所に移送され、3Mは一連の修正訴状を却下する申立てを提起した。

カリフォルニア州では、3M及びその他被告は、ゴールデン州水道会社によって連邦裁判所に提起された訴訟を防御しており、訴訟では、水系にある特定の井戸がPFASで汚染されていると主張している。3Mは、2020年11月に却下の申立てを行い、2021年1月に、裁判所は、被告に対し、対人管轄権の欠如を理由とする本件却下の申立てを認めた。2020年12月、オレンジ郡水道区及び他の10の地方水道事業者は、原告の水源のPFAS汚染を主張し、3Mのカリフォルニア州コロナの工業

鉱物施設を汚染源とする可能性があるとして、3M、デクラ・ルーフィング及び一部デュポン関連事業体をカリフォルニア州裁判所において提訴した。

デラウェア州において、当社は、複数の共同被告と共に、地元の金属めっき施設の操業に起因する水道のPFAS汚染を主張する個人らによる暫定集団訴訟1件の被告となっている。原告らは、3MがPFASを金属めっき施設に供給したと主張している。デュポン、ケムーズ、及び金属めっき業者も被告となっている。本件は、州裁判所から連邦裁判所に移管され、原告らは州裁判所に差し戻すことを求めた申立てを撤回し、修正訴状を提出した。当社は修正訴状の却下を求める申立てを提出した。

ニュージャージー州において、当社は、ミドルセックス・ウォーター・カンパニーがその井戸のPFAS汚染を主張して連邦裁判所に提訴した訴訟の被告となっている。当該訴訟をAFFD MDLに移管することを求めた当社の申立ては拒否された。当社は遡上の却下を求めており、現在本件は証拠開示中である。さらに、3Mは、複数の共同被告と共に、3MによってPFASが供給されたとされるデュポン及びソルベイの施設の近くにある個人用飲料水井戸を持つ複数の複数の個人による2件の連邦裁判所訴訟の被告となっている。原告らは医学的モニタリングと損害賠償を求めている。3Mは、これらの訴訟のうち最初の訴訟を却下する申立てを提出し、第2の訴訟は、訴訟の初期段階にある。3M及びその他被告はまた、デュポン及びソルベイの施設周辺に住む個人が提起した、PFASにさらされたことによる人身傷害を主張する3つの連邦裁判所の訴訟で防御している。これらの案件は、訴訟の初期段階にある。2020年9月、ホーパットコン区を代理して3Mに対して連邦裁判所訴訟が提起され、これは公共用水道の全般的なPFAS汚染を主張している。2020年12月、3Mは、ホーパットコン訴訟を却下するための申立てを行った。

2018年10月、当社並びにデュポン及びケマーズを含むその他被告は、オハイオ州南地区連邦地方裁判所における暫定集団訴訟で指名された。実名の原告は、消火剤を使用したことによりPFAS化学物質にさらされたとされる消防士であり、「本件の集団が認証された時点で、血清内に検知可能な水準のPFAS物質を有する個人」の暫定的集団を代表するとされる。

原告は、過失、暴行及び共謀の申立てを行っており、PFASを評価するため、「科学者による独立委員会の設置」命令を含む差止救済を求めている。2019年2月、3M及びその他団体は共同で棄却下の申し立てを行った。2019年9月、当該裁判所は被告らの棄却申立てを否定した。2020年2月、当該裁判所は、3MがAFFD MDLに当該案件の移管を求めた3Mの申立てを却下した。2020年12月、被告は、原告が先に提出した集団認定の申立てに対し、共同異議申立てを提出した。

ウェストバージニア州では、3M及びその他被告が、PFASによる地元の水供給の汚染を主張するウィアトン地域水道委員会が提起した州裁判所の訴訟で抗弁している。本件は連邦裁判所に移送された。被告は、不備を主張し、対人管轄権を欠くことを理由に、本件訴状を却下すべき旨の様々な申立てを提起した。2020年11月、裁判所は、一部の対人管轄権の申立てを認め、他の人的管轄権の申立て(3Mを含む。)を否定し、残りの当事者に管轄権に関する証拠開示に従事するよう命令した。2020年12月、裁判所は、被告の裁判管轄以外の却下申立てを否定した。本件は、訴訟の初期段階にとどまっている。

#### その他のPFAS関連事項

2019年7月、当社は、合衆国下院監視改革委員会環境分科会から、当社のPFAS製品の製造及び流通に関連する特定の文書及び情報を求める要請書を受領した。2019年9月、3Mの代表者が、PFAS及び当社の環境管理取組について環境分科会において証言し、質問について答弁した。当社は引き続き分科会に協力する。

当社は、アラバマ州ディケーターにおける2つのペルフルオロ化合物(FBSA及びFBSEE)の製造及び使用について、これら2つの物質について「合衆国水域」への放出を許可しない、連邦毒物取締法(TSCA)に基づき発令された2009年の同意命令(以下「2009年TSCA同意命令」)に基づいて運営している。2019年3月、当社は、これらの物質がディケーター施設における特定の工程からテネシー川に放出された可能性があることを受け、当該施設におけるこれら物質の製造、加工及び使用を中止した。2019年4月、当社は、合衆国環境保護庁(EPA)及びアラバマ州環境管理局(ADEM)に対し、自主的にリリースを開示した。2019年6月及び7月、当該工程で発生する排水を全て把握し、大気排出を処理することで、当該工程を全面的にコントロールすることに取り組んだ。かかる工程は、2019年7月以降、通常にもどり操業している。当社は、今後もEPA及びADEMの調査に引き続き協力し、放出にかかる制限を遵守していることを証明するため規制当局と協力していく。

当社は、ADEMにより発行された合衆国汚染物質排出削減制度(NPDES)許可証の条件に基づき、ディケーター工場からの排水の排出を許可されている。NPDESの許可は、毎月及び四半期ごとに、テネシー川に排出される汚染物質の質と量を報告することを当社に義務付けている。2019年6月、当社は、一部の月次報告書及び四半期報告書に誤った値が含まれていたことをEPA及びADEMに自主的に開示した。当社は、EPA及びADEMに修正された値を提出した。

ディケーター施設における遵守事項に対応するため、EPA及びADEMとの継続的取組の一環として、当社は、PFASの排出をNPDES許可証に十分に特徴的に明記していないことを発見した。2019年9月、当社はEPA及びADEMにかか件を開示し、3Mディケーター施設におけるその他の製造工程を一時休止することを選択したことを発表した。当社は当該工場での操業を見直し、排水処理管理を導入し、一部工程を再稼働した。

アラバマ州におけるこれら及びその他関連事項に対処するためにADEMと当社が協議した結果、3MとADEMは、2020年7月に、当社のディケーター施設からの全てのPFAS関連の排水及び大気排出を対象とする暫定同意命令の条件に合意した。暫定同意命令に基づき、当社の主な義務には、(i)(a) 特定の通知書又は報告書の提供、並びに様々な分析及び特性調査の実施、並びに(b) 将来の資本改善等の将来の敷地運営、(ii) 特定のオンサイト及びオフサイトの調査及び研究を含む修復活動に関連するコミットメントが含まれる。同意命令に基づく継続的な将来の敷地運営に関連する義務には、複数年にわたる追加の運用費及び資本的支出が伴う。当社は、これらが連結経営成績及び財務状態に重大な影響を与えることはないと考えている。修復活動に関して、同意命令に基づく一定の活動に関連する財務義務は、発生する可能性が高く、見積りも可能であり、後述の「環境債務及び保険債権」の項に記載されている「その他の環境債務」に関する当社の引当金に含まれている。オフサイト調査活動が継続するにつれて、将来、追加の修復金額の見込みが高くなり、見積り可能となる可能性がある。

2019年12月、当社は、2009年TSCA同意命令の遵守及びテネシー川への未許可の排水等に関連する文書について、アラバマ州北部地区連邦検察局から大陪審の召喚状を受け取った。当社はかかる調査に協力しており、召喚状への回答文書を作成している。

さらに、イリノイ州コルドバ施設における規制遵守の継続的評価の一環として、同社は、コルドバ施設のNPDES許可証原子力発電所許可証にPFAS排出について十分に特徴的に明記していないことを発見した。2019年11月、当社はかかる事項をEPAに開示し、また2020年1月、イリノイ州環境保護庁(IEPA)に開示した。当社はEPA及びIEPAと協力し、コルドバ施設からのこれらの問題に対応する。2020年12月、EPAは、施設におけるTSCA遵守に関連する一定の文書及び情報を要請した。当社は、要請に応じて協力し、文書及び情報を作成している。

当社はまた、ミネソタ州コテージグローブの工場など類似の製造工程を有するその他の工場においても、作業が適用環境規制並びに当社の方針及び手順に準拠していることを確認するために、作業の見直しを行っている。これらの検討の結果、当社は、コテージグローブ施設のNPDES認可においてPFAS排出の完全な特性評価を行っていなかったことを発見した。2020年3月、当社は、この事項をミネソタ州公害管理局(MPCA)及びEPAに開示した。2020年7月、当社はMPCAから、コテージグローブ施設における当社のクリーンウォーター法の遵守などに関する文書及び情報の提供を求める要請を受けた。当社では、この問い合わせに協力し、情報要請に応じて文書及び情報を作成している。当社はMPCA及びEPAと協力して、コテージグローブ施設からの排水対処に取り組んでいる。

これとは別に、2020年6月、当社は、EPA及びMPCAに対し、コテージグローブ焼却炉のための資源保全回復法(RCRA)許可の廃棄物及び飼料源分析計画(WAP/FAP)の検査、特性評価及び廃棄物源のプロファイル確認プロセスの要素を十分に遵守していなかったと報告した。2020年7月に、当社は、2020年6月の開示に関するMPCAからの情報提供要請を受け、2020年9月に回答した。当社は、2020年6月に開示されたWAP/FAP実施問題に取り組むため、MPCAとの協力を継続している。2021年1月、当社は、特に、上記のクリーンウォーター法及びRCRA問題に関連してMPCAから違反通知(NOV)を受けた。当社はMPCAと協力し、NOVの対象となる問題に取り組んでいる。

2020年2月、当社は、ディケーター、コルドバ及びコテージグローブを含むPFASを製造、加工及び使用する施設における当社のクリーンウォーター法の遵守などに関する文書及び情報を求める、EPAからの情報提供の要請を受けた。当社では、この問い合わせに協力し、要請に応じて文書及び情報を作成している。

当社は、これらの見直しを実施するにあたり、引き続き関係する連邦及び州政府機関(EPA、米国司法省、州環境庁及び州検事総長を含む。)と協力する。

当社は、これら遵守事項の解決の結果、又は規制当局がいかなる措置を講じる可能性があるかを現時点で予測することはできない。

#### その他環境訴訟

2018年7月、当社は、120以上の他の会社と共に、ニュージャージー州のパセーイク川下流約8マイルの清掃のための費用回復及び拠出を求める訴状の送達を受けた。原告のOccidental Chemical Corporationは、PCB及びダイオキシンを含む懸念の8つの化学物質を含有する堆積物を除去しキャップを行うための設計及び推定165百万米ドルの費用の支払いに同意したと主張している。訴状は、当社を含む被告の間で当該コストを分担することを求めている。当社の本件への関与は、

ニュージャージー州における2つの商業ドラム缶保管施設の過去の使用に関連している。当社が、本件で問題となっているコストの拠出を求められるかどうか、及びその範囲は未だ決定していない。

上記の環境訴訟について、別段の記載のない限り、当社は、かかる事項の債務は発生する可能性が低く債務金額を見積もることができないと考えており、発生する可能性のある損失額又は損失の範囲を現時点で見積もることはできないため、債務は計上されていない。当社の環境債務及び保険債権は以下に記載されている。

#### 環境債務及び保険債権

当社は、上記の環境問題及び訴訟に関連する偶発債務が、それらの事項に関する実績及び動向に基づき、可能性が高く、かつ見積り可能であるかどうかを定期的に検証している。2020年中、当社は、PFAS関連の他の環境債務の引当金を96百万ドル増加させ、関連する支払いを125百万ドル行った。2019年第4四半期中に、EPAはPFAS行動計画を公表し、当社は水道当局との訴訟で和解した(どちらの事項についても、詳細は上記に記載されている)。当社は、ミネソタ州、アラバマ州、ドイツのゲンドルフ州及びアラバマ州の旧埋立地4箇所において、過去のPFAS製造業務に関連する環境問題及び訴訟に関する環境コンサルタント及び他の専門家の支援を得て、包括的な検討を完了した。これらの動向及びその見直しの結果、当社は2019年第1四半期に「その他の環境債務」の引当金を税引前で235百万ドル増加させた(水道当局との和解を含む)。3Mは2019年第4四半期中に、複数の当事者との継続的で生産的な和解協議に基づいて、一定の顧客関連の訴訟の評価を更新した。既に開示したように、3Mは複数の件で調停及び解決交渉を行ってきた。さらに、当社は2019年第4四半期中に、過去のPFAS製造事業に関連する環境問題及び訴訟の査定を更新し、また、特定のPFAS含有材料を使用した可能性のある他の3M敷地及びそれらが処分された場所の評価を拡大した。第4四半期中のこれらの措置の結果、当社は214百万ドルの税引前費用を計上した。2020年12月31日現在、当社は「その他の環境債務」に416百万ドルの債務を計上している。見越し額は、予想損失額に関する当社の最善の見積りを表す。当社は、現時点では、確定した未払費用を超過する可能性のある損失又は損失幅を見積もることはできない。

2020年12月31日現在、当社は、現行又は以前の3Mの製造又は第三者の敷地で有害物質を浄化、処理又は除去するために見積られたPFAS関連以外の「環境修復」費用23百万ドルの債務を計上している。当社は、個々の敷地について四半期ごとに入手可能な事実を評価し、修復費用が発生する見込みが高く、かつ合理的な見積もりが可能な場合には、一般的には実現可能性調査の完了又は当社による実行計画へのコミットメント以前に、修復費用の債務を割引なしで計上する。環境修復の見積りコストの債務は、敷地によって異なり、主に内部又は第三者による環境調査に基づいており、また、他の潜在的責任者の人数、参加レベル、財務的実行可能性、汚染の程度、及び必要な修復措置の性質について見積られている。当社は、さらなる情報の進展又は状況の変化に応じて、記録された債務を調整する。当社は、現在最大20年に及ぶ当該施設の修復期間にわたって計上された金額を支払う予定である。

適用される環境法規制の解釈及び実施、環境汚染の程度及び代替的な浄化方法の有無に関して不確実性があるため、環境コンプライアンス及び修復のコストを見積もることは困難である。(i) 当社の業務及び製品の環境影響に関する入手可能な情報の変更、(ii) 環境規制の変更、飲料水源における特定化合物の許容レベルの変更、又は天然資源損害の回復への取り組みを含む施行に関する理論及び政策の変更、(iii) 新たに開発された分析及び修復技術、(iv) 責任を負う可能性のある他の責任を負う当事者への債務の配分可能性、並びに(v) 他の潜在的に責任を負う第三者及び第三者補償者の財務的実行可能性など、現時点での当社の査定に影響を与える可能性がある動向が発生する可能性がある。「環境修復債務」及び「その他の環境債務」双方に含まれる敷地で、修復活動がほぼ完了しており、残りの活動が主に必要な修復後のモニタリングを含む修復の運用及び維持に関連している場合、当社は、発生した損失額を超える損失のエクスポージャーは、当社の連結経営成績及び財務状態に重要ではないと考えている。しかし、修復活動が主として継続中の場所については、当社は、上述の理由により、関連する設定された引当金を超過して発生しうる損失又は損失の範囲を見積もることができない。

当社は、環境問題及び訴訟について、1986年以前の一般損害賠償及び製造物責任賠償責任発生の補償、並びに1985年に降に発生した製造物責任及び他の環境に係る補償を有している。2020年12月31日現在、当社の環境問題及び訴訟に関連する保険金回収債権は8百万ドルであった。このため、この回収の時期及び金額、将来予想される受取債権の増加額には、(i) 保険会社の支払遅延又は回避、(ii) 将来、支払不能に陥る可能性の程度、(iii) 保険会社との交渉の結果、(iv) 補償範囲を回避するために保険会社が意図した防御や除外の範囲等、様々な要因が影響する可能性がある。

#### 製造物責任訴訟

エアロ・テクノロジーズは、2003年頃からデュアルエンデッド・コンパクト・アームズ・イヤープラグ - バージョン2の耳栓を販売している。3Mは、2008年にエアロ・テクノロジーズを取得し、2008年から2015年まで当該製品が製造中止されるまで販売した。2018年12月、ある退役軍人が、デュアルエンデッド・コンパクト・アームズ・イヤープラグ - バ

ジョン2によって従軍中に人身傷害を被ったと主張して、カリフォルニア州のサンバーナーディノ最高裁判所において当社に対して個別訴訟を提起した。原告は、製造物責任並びに虚偽表示及び隠蔽の申立てを主張している。原告は、医療及び関連費用、収入損失及び懲罰的損害賠償を含む様々な損害賠償を求めている。

2020年12月31日現在、当社は様々な州及び連邦裁判所において、約3,130件(うち暫定集団訴訟14件)の訴訟の被告となっているが、これらは同様の訴えをしている約12,400人の個人請求者も代表しているとされる。2019年4月、多区訴訟に関する合衆国司法パネルは、フロリダ州北部地区連邦地方裁判所に、連邦裁判所において係属中のすべての案件を移管し統合する申立てを認め、審理前手続きを一元化するため多区訴訟(MDL)における手続きで管理することを許可した。証拠開示が実施中である。原告及び3Mは、政府請負業者の防御に関する予備的な略式判決の申立てを提出した。2020年7月、当時の記録に基づき、裁判所は、原告らの略式判決の申立てを認容し、被告らの略式判決の申立てを否定し、原告の主張は政府の請負業者の抗弁によって禁じられていないと判決を下した。裁判所は、当社が、第11巡回控訴裁判所に控訴するための略式判決を速やかに証明するための要請を否定した。2020年12月、MDL裁判所は、2021年3月に開始予定の最初の指標裁判に向けて、3人の原告を統合する原告の申立てを承認した。次の2つの指標原告に対する個別裁判は、2021年の5月及び6月に進行する予定である。

3Mは、ミネソタ州ヘネピン郡の州裁判所で非軍人の原告が提起した24件の訴訟に対しても抗弁している。3Mはこれらの訴訟を連邦裁判所に移送し、連邦裁判所は2020年3月、これらを州裁判所に差し戻した。当社は、第8巡回控訴裁判所に差し戻し命令を上訴した。州裁判所の措置は、指標の選定プロセスに従うことになる。ヘネピン郡での最初の裁判は2021年3月に予定されていたが延期された。

当社はかかる損害賠償の可能性は低くまた現時点で見積もることもできないため、これらの案件において損害賠償は計上していない。

2020年12月31日現在、当社は、Bair Hugger™患者加温装置により、手術部位感染が起きたと訴える合衆国の26人の原告による23件の訴訟の被告となっており、またカナダでも1名の指名原告による暫定集団訴訟が提起されている。

前述のとおり、当社は連邦裁判所において、原告5,000人超の訴訟の被告となっていた。原告は、関節形成手術、心循環系手術他、様々な外科的処置を受け、Bair Hugger™患者加温装置の使用によって、その後手術部位感染が起きたと主張している。原告は、厳格責任、過失、明示及び黙示の保証違反、警告を怠ったこと、設計及び製造の欠陥、詐欺的及び/又は過失による虚偽表示/隠蔽、不当利得、並びに様々な州の消費者詐欺、虚偽若しくは不法な取引慣行及び/又は虚偽広告法違反の理論に基づき、損害賠償及びその他救済を求めている。

合衆国の広域係属訴訟司法委員会(Judicial Panel on Multidistrict Litigation (JPML))は、連邦裁判所で係属中の全訴訟を統合し、ミネソタ州連邦地方裁判所に移管し、公広域係属訴訟として管理することとした。2019年7月、当該裁判所は原告の因果関係の専門家数人を排除し、当時MDLにおいて係属中のすべての案件について3Mに対し略式判決を下した。原告らはこの判決を不服として、連邦第8巡回区控訴裁判所に上訴している。また、原告らは、MDLでの最初の先導的裁判で当社を支持する2018年の陪審評決について控訴し、別の先導的裁判の棄却を訴えている。

米国で残る23件の訴訟のうち、20件はMDL裁判所の管轄にあり、3件は州裁判所にある。MDL裁判所は、1件をオクラホマ州裁判所に差し戻すことを拒否し、残り20件の訴訟全てを略式判決の控訴審まで停止した。2020年2月、MDL裁判所は、2件をジャクソン郡州裁判所に差し戻し、ペイアー・ヒューガーの製造物責任訴訟と医療過誤訴訟を併合した。ペイアー・ヒューガーの製造物責任訴訟と医療過誤訴訟を併合した1件がテキサス州ヒダルゴ郡にもある。2019年8月、MDL裁判所は、以前にMDLに訴えを起こし、却下したことがあるため、かかる個人原告がテキサス州裁判所で申立てをすることを禁止した。かかる原告はこの命令を不服とし第8巡回区連邦控訴裁判所に上訴した。テキサス州裁判所は、控訴審が係属中、訴訟全体を停止している。

当社は前述のとおり、ミネソタ州裁判所で61件の訴訟で被告となっている。2018年1月、ミネソタ州裁判所は原告の専門家数を排除し、一般因果関係に関する略式判決を求める3Mの申立てを認めた。ミネソタ州控訴裁判所は、州裁判所命令を全面的に肯定し、ミネソタ州最高裁判所は原告の再審請求を否定し、2019年に最終的な棄却が下され、事実上ミネソタ州裁判所の訴訟が終了した。

2016年6月、当社は、代表的な原告の主張として、Bair Hugger™患者加温装置の使用により、関節形成手術、心循環系手術他、様々な外科的処置を受けその後手術部位感染を発症した全てのカナダ居住者のためにオンタリオ州高等裁判所に提出された暫定集団訴訟についての送達を受けた。原告代表は、MDLで主張されたものと類似の理論に基づき、カナダ法の下での救済(懲罰的損害賠償を含む。)を求めている。Bair Hugger™訴訟について、当社では賠償金が発生するとは考えておらず、また現時点で見積もることもできないため、賠償額を計上していない。

ここに記述した製造物責任訴訟問題に係る賠償について引き当てられた額は、連結財務成績又は財務状況にとり重大な額ではない。また、見越し額を超過して損失が発生する可能性、またその額については、現時点で見積もることはできない。

### 証券訴訟

2019年7月、重労働者及び一般労働者地区472&172福利厚生基金は、当社、その前会長兼CEO、現会長兼CEO及び前CFOに対し、ニュージャージー州連邦地方裁判所において暫定有価証券集団訴訟を提起した。2019年8月、個人の原告が同地区で同様の暫定有価証券集団訴訟を起こした。原告らは、被告らがPFASに関連する3Mの責任リスクについて虚偽かつ誤解を招く記述を行ったと主張し、1934年証券取引所法第10条(b)項及びSEC規則10b-5項に基づき、全被告に対して、また1934年証券取引所法第20条(a)項に基づき、各個人被告に対して、損害賠償請求を提起している。2019年10月、裁判所は当該有価証券集団訴訟を統合し、筆頭原告グループを任命した。2020年1月、被告は、ミネソタ州連邦地方裁判所に裁判地移転の申立てをした。2020年8月、裁判所は、裁判地移転の申立てを否定し、2020年9月、被告人らは、第3巡回控訴裁判所に対し、職務執行令状の申立てを行った。2020年11月、連邦控訴裁判所は、3Mが職務執行令状を求める申立てを認め、本訴訟をミネソタ州連邦裁判所に移管するようニュージャージー州連邦裁判所に指示した。被告は、2021年1月、本訴訟を却下する旨の申立てを提出した。訴訟は初期段階にある。

2019年10月、ニュージャージー州地区連邦地方裁判所に、当社並びに現役員及び元役員の一部に対し、後続の派生訴訟を起こした。2019年11月及び12月、ミネソタ州裁判所に2件の追加派生訴訟が提起された。派生訴訟は、上記の暫定有価証券集団訴訟と同様の事実上の主張に依拠する。原告らは、証券集団訴訟の棄却を求める申し立てについての判決が出るまで、これらの訴訟を停止することに同意している。2020年10月、ニュージャージー州地区連邦地方裁判所において係属中であった派生訴訟は、必要な期間内に訴状を提供できなかったとして、却下された。

2020年8月、以前に帳簿及び記録を提出していた個人株主が、3M及びその現在及び元執行役員及び取締役数人に対して、ニュージャージー州連邦地方裁判所に追加の追隨的な派生訴訟を提起した。この派生訴訟も、上述した暫定証券集団訴訟と同様の事実主張に依拠している。

### 連邦虚偽記載請求取締法/クイタム(Qui Tam)訴訟

2008年キネティック・コンセプト・インクとKCI USA, Inc.(以下、併せて「KCI被告」という)を相手取り、カリフォルニア中央地区連邦地方裁判所において2名の元従業員が起こした2件のクイタム訴訟を受け、政府の調査が行われた。訴状では、KCI被告がV.A.C.®セラピーの請求において、耐久性医療機器医療管理契約者が発行した地域補償決定と一致しない方法で虚偽又は不正請求を連邦医療プログラムに提出することにより連邦虚偽請求取締法に違反したとし、金銭的損害賠償を求めている。1件の訴状(「ゲデック訴訟」)には、KCI被告が、内部告発行為を行ったとして告発原告に対する報復を行ったとの主張も含まれている。

2016年10月、KCI被告らは、ゲデック訴訟において、契約違反及び横領を主張して反訴を提起した。2017年8月、ゲデック訴訟において告発した原告の詐欺請求は棄却された。地方裁判所は2018年1月、告発原告側の控訴審までの間、報復に関する申立てとKCI被告らの反訴をKCI被告に有利に停止した。2019年9月、連邦第9巡回区控訴裁判所は、さらなる手続きのために、当該訴訟を覆し、更なる手続きのために地方裁判所に差し戻した。同地方裁判所は2021年3月のさらなる現状確認会議までの手続き停止を命じた。これとは別に、2019年6月、2件目(「ハートベンス訴訟」)の地方裁判所は証拠開示ののち、告発原告側の主張について、すべてKCI被告側を主張を認める略式判決を下した。告発した原告らは、これを受け、第9巡回区連邦控訴裁判所に控訴した現在係属中となっている。ハートベンス訴訟における口頭弁論は2020年7月に行われた。控訴裁判所の意見は依然として係属中である。

本項に記載されている債務が計上された事項に関しては、計上された金額が当社の連結経営成績又は財務状態に重大な影響を与えるものではない。

### コンプライアンス事項

当社は、社内プロセスを通じて、中国に拠点を置く特定の事業グループによる販売活動から生じる、特定の出張及び関連する資金調達並びに記録保持の問題を発見した。当社は、当該支出が米国海外腐敗行為防止法(FCPA)又はその他の適用可能な腐敗防止法に違反している可能性があるかを判断するため、社内調査を開始した。社外弁護士及び犯罪科学会計事務所を依頼し調査を行っている。2019年7月には、司法省及び証券取引委員会双方に自主的に本調査を開示し、両機関とも協力している。当社は、この時点で、調査の結果を予測することはできず、また司法省又は証券取引委員会がいかなる措置を講じるかを予測することもできない。

## 6 財務情報

以下は、2020年12月31日に終了した事業年度に係るForm 10-Kに記載の連結財務書類から抜粋したものである。

### (1) 連結損益計算書

(1株当たりの金額を除き百万ドル)

	12月31日に終了した事業年度		
	2020年	2019年	2018年
純売上高	\$ 32,184	\$ 32,136	\$ 32,765
営業費用			
売上原価	16,605	17,136	16,682
販売費及び一般管理費	6,929	7,029	7,602
研究開発費及び関連費用	1,878	1,911	1,821
事業売却益	(389)	(114)	(547)
営業費用合計	25,023	25,962	25,558
営業利益	7,161	6,174	7,207
その他費用（利益） - 純額	450	462	207
法人税等考慮前利益	6,711	5,712	7,000
法人税等	1,318	1,130	1,637
連結グループ利益	5,393	4,582	5,363
非連結子会社利益（損失）（税控除後）	(5)	-	-
非支配持分を含む当期純利益	\$ 5,388	\$ 4,582	\$ 5,363
控除：非支配持分に帰属する当期純利益（損失）	4	12	14
3M社に帰属する当期純利益	\$ 5,384	\$ 4,570	\$ 5,349
3M社の発行済加重平均普通株式数 - 基本	577.6	577.0	588.5
3M社の普通株主に帰属する基本 1株当たり利益	\$ 9.32	\$ 7.92	\$ 9.09
3M社の発行済加重平均普通株式数 - 希薄化後	582.2	585.1	602.0
3M社の普通株主に帰属する希薄化後 1株当たり利益	\$ 9.25	\$ 7.81	\$ 8.89

### (2) 連結包括利益計算書

(単位：百万ドル)

	12月31日に終了した事業年度		
	2020年	2019年	2018年
非支配持分を含む当期純利益	\$ 5,388	\$ 4,582	\$ 5,363
その他の包括利益（損失）（税控除後）			
累積為替換算調整	447	211	(467)
確定給付年金及び退職後給付制度に伴う調整	171	(560)	444
キャッシュ・フロー・ヘッジ	(142)	(72)	176
その他の包括利益（損失）合計（税控除後）	476	(421)	153
非支配持分を含む包括利益（損失）	5,864	4,161	5,516
非支配持分に帰属する包括（利益）損失	(2)	(11)	(8)
3M社に帰属する包括利益（損失）	\$ 5,862	\$ 4,150	\$ 5,508

(3) 連結貸借対照表

(1株当たりの金額を除き百万ドル)

	2020年 12月31日現在		2019年 12月31日現在	
<b>(資産)</b>				
<b>流動資産</b>				
現金預金及び現金同等物	\$	4,634	\$	2,353
市場性のある有価証券-流動資産に属するもの		404		98
売掛債権 - 233百万ドル(24,439百万円)及び161百万ドル(16,887百万円)の引当金控除後純額		4,705		4,791
<b>棚卸資産</b>				
製品		2,081		2,003
仕掛品		1,226		1,194
原材料及び貯蔵品		932		937
棚卸資産合計		4,239		4,134
前払金		675		704
その他の流動資産		325		891
流動資産合計		14,982		12,971
<b>有形固定資産</b>				
控除:減価償却累計額		(17,229)		(16,791)
有形固定資産 - 純額		9,421		9,333
<b>オペレーティングリース使用权資産</b>				
のれん		13,802		13,444
無形固定資産 - 純額		5,835		6,379
その他の資産		2,440		1,674
資産合計	\$	47,344	\$	44,659
<b>(負債)</b>				
<b>流動負債</b>				
短期借入金及び1年以内に期限を迎える長期債務	\$	806	\$	2,795
買掛債務		2,561		2,228
未払給与		747		702
未払法人税等		300		194
オペレーティングリース負債-流動負債に属するもの		256		247
その他の流動負債		3,278		3,056
流動負債合計		7,948		9,222
長期債務		17,989		17,518
年金及び退職後給付		4,405		3,911
オペレーティングリース負債		609		607
その他の負債		3,462		3,275
負債合計	\$	34,413	\$	34,533
<b>契約債務及び偶発債務</b>				
<b>(株主持分)</b>				
<b>3M社の株主持分:</b>				
普通株式(額面0.01ドル(1円)発行済株式数:944,033,056株)	\$	9	\$	9
発行済株式数(自己株式除く) - 2020年12月31日:577,749,638株				
発行済株式数(自己株式除く) - 2019年12月31日:575,184,835株				
資本剰余金		6,162		5,907
留保利益		43,761		42,135
自己株式(原価)		(29,404)		(29,849)
その他の包括利益(損失)累積額		(7,661)		(8,139)

3M社の株主持分合計	12,867	10,063
非支配持分	64	63
株主持分合計	\$ 12,931	\$ 10,126
負債及び株主持分合計	\$ 47,344	\$ 44,659

(4) 連結株主持分変動計算書

(1株当たりの金額を除き百万ドル)

	3M社の株主					
	合計	普通株式 及び 資本剰余金	留保利益	自己株式	その他の包括 利益（損失） 累積額	非支配 持分
<b>2017年12月31日現在残高</b>	<b>\$ 11,622</b>	<b>\$ 5,361</b>	<b>\$ 39,115</b>	<b>\$ (25,887)</b>	<b>\$ (7,026)</b>	<b>\$ 59</b>
当期純利益	5,363		5,349			14
その他の包括利益（損失）（税控除後）： 累積為替換算調整	(467)				(461)	(6)
確定給付年金及び退職後給付制度に伴う調整	444				444	-
キャッシュ・フロー・ヘッジ - 未実現利益（損失）	176				176	-
その他の包括利益（損失）合計（税控除後）	153					
配当金（1株当たり5.44ドル）	(3,193)		(3,193)			
非完全子会社の所有権移譲	-		14		1	(15)
株式報酬費用	291	291				
再取得株式	(4,888)			(4,888)		
ストック・オプション・プラン及びベネフィット・プランに基づく交付	500		(649)	1,149		
<b>2018年12月31日現在残高</b>	<b>\$ 9,848</b>	<b>\$ 5,652</b>	<b>\$ 40,636</b>	<b>\$ (29,626)</b>	<b>\$ (6,866)</b>	<b>\$ 52</b>
ASU No. 2018-02 採用による影響	-		853		(853)	
ASU No. 2016-02 採用による影響	14		14			
当期純利益	4,582		4,570			12
その他の包括利益（損失）（税控除後）： 累積為替換算調整	211				212	(1)
確定給付年金及び退職後給付制度に伴う調整	(560)				(560)	-
キャッシュ・フロー・ヘッジ - 未実現利益（損失）	(72)				(72)	-
その他の包括利益（損失）合計（税控除後）	(421)					
配当金（1株当たり5.76ドル）	(3,316)		(3,316)			
株式報酬費用	264	264				
再取得株式	(1,381)			(1,381)		
ストック・オプション・プラン及びベネフィット・プランに基づく交付	536		(622)	1,158		
<b>2019年12月31日現在残高</b>	<b>\$ 10,126</b>	<b>\$ 5,916</b>	<b>\$ 42,135</b>	<b>\$ (29,849)</b>	<b>\$ (8,139)</b>	<b>\$ 63</b>

当期純利益	5,388	5,384	4
その他の包括利益(損失)(税控除後):			
累積為替換算調整	447		(2)
確定給付年金及び退職後給付制度に伴う調整	171		-
キャッシュ・フロー・ヘッジ - 未実現利益(損失)	(142)		-
その他の包括利益(損失)合計(税控除後)	476		
配当金(1株当たり5.88ドル)	(3,388)	(3,388)	
非支配持分の購入	(1)		(1)
株式報酬費用	255	255	
再取得株式	(358)		(358)
ストック・オプション・プラン及びベネフィット・プランに基づく交付	433	(370)	803
<b>2020年12月31日現在残高</b>	<b>\$ 12,931</b>	<b>\$ 6,171</b>	<b>\$ 43,761</b>
			<b>\$ (29,404)</b>
			<b>\$ (7,661)</b>
			<b>\$ 64</b>

## 12月31日に終了した事業年度

株式の補足情報	2020年	2019年	2018年
自己株式			
期首残高	368,848,221	367,457,888	349,148,819
再取得株式	2,286,109	7,575,647	23,526,293
ストック・オプション・プラン及びベネフィット・プランに基づく交付	(4,850,912)	(6,185,314)	(5,217,224)
期末残高	366,283,418	368,848,221	367,457,888

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

(百万ドル)

	2020年	2019年	2018年
<b>営業活動からのキャッシュ・フロー</b>			
非支配持分を含む当期純利益	\$ 5,388	\$ 4,582	\$ 5,363
非支配持分を含む当期純利益と営業活動より獲得された現金預金純額との調整			
減価償却費及び償却費	1,911	1,593	1,488
年金及び退職後給付制度への拠出	(156)	(210)	(370)
年金及び退職後給付費用	406	357	410
株式報酬費用	262	278	302
事業売却益	(389)	(111)	(545)
繰延法人税	(165)	(273)	(57)
ベネズエラの子会社の非連結化による損失	-	162	-
資産及び負債の増減			
売掛債権	165	345	(305)
棚卸資産	(91)	370	(509)
買掛債務	252	(117)	408
未払法人税等（短期及び長期）	132	205	134
その他 - 純額	398	(111)	120
営業活動より獲得された（営業活動に使用された）現金預金純額	8,113	7,070	6,439
<b>投資活動からのキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の購入	(1,501)	(1,699)	(1,577)
有形固定資産及びその他の資産の売却による手取金	128	123	262
事業取得 - 取得現金控除後	(25)	(4,984)	13
市場性のある有価証券及び投資の購入	(1,579)	(1,635)	(1,828)
市場性のある有価証券及び投資の満期および売却による手取金	1,811	1,443	2,497
事業売却による手取金 - 売却現金控除後	576	236	846
その他 - 純額	10	72	9
投資活動より稼得された（投資活動に使用された）現金預金純額	(580)	(6,444)	222
<b>財務活動からのキャッシュ・フロー</b>			
短期債務の増減 - 純額	(143)	(316)	(284)
（90日より後に期限を迎える）債務の返済	(3,482)	(2,716)	(1,034)

(90日より後に期限を迎える)債務による手取金	1,750	6,281	2,251
自己株式の取得	(368)	(1,407)	(4,870)
ストック・オプション・プラン及びベネフィット・プランに基づく自己株式の交付による手取金	429	547	485
株主への支払配当	(3,388)	(3,316)	(3,193)
その他 - 純額	(98)	(197)	(56)
財務活動より稼得された(財務活動に使用された)現金預金純額	(5,300)	(1,124)	(6,701)
現金預金及び現金同等物に対する為替レート変動による影響額	48	(2)	(160)
現金預金及び現金同等物の純増加(減少)	2,281	(500)	(200)
現金預金及び現金同等物の期首残高	2,353	2,853	3,053
現金預金及び現金同等物の期末残高	\$ 4,634	\$ 2,353	\$ 2,853

## 第四部【組込情報】

外国会社報告書 2020年4月10日 関東財務局長に提出  
(自2019年1月1日至2019年12月31日)

外国会社半期報告書 2020年9月10日 関東財務局長に提出  
(自2020年1月1日至2020年6月30日)

なお、上記外国会社報告書（2020年4月10日提出）及び外国会社半期報告書（2020年9月10日提出）は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。